

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第5期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む）
	中期目標期間	令和4～令和8年度（第5期中期目標期間）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	物流・自動車局	担当課、責任者	大臣官房参事官（自動車（保障）） 坂井 志保
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 清水 巖
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
評価の実効性を確保するため実施した手続等は以下のとおり。 令和8年6月25日 理事長及び監事等ヒアリングを実施 令和8年7月6日及び9日 外部有識者4名から意見聴取を実施 堀田 一吉（慶應義塾大学名誉教授） 有賀 徹（昭和大学名誉教授、元(独)労働者健康安全機構理事長） 厚井 乃武夫（弁護士、公益財団法人日弁連交通事故相談センター副理事長） 春日 伸予（芝浦工業大学名誉教授）

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成しているの見込まれる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成27年4月1日国土交通省決定）の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均に最も近い評価が「B評価」であること、また、下記事項を踏まえ「B評価」とする。 【項目別評価の算術平均】 (A4点×7項目＋A4点×2項目×2＋B3点×15項目) ÷ (24項目＋2項目) ≒ 3.42 ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数をS：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い2項目（項目別評価総括表、項目別評価調書参照）については、加重を2倍としている。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全24項目のうち9項目について「中期目標における所期の目標を上回る成果が得られている」、15項目について「中期目標における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成することが見込まれる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象は無かった。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項										
安全指導業務等		B	B	B	A		A			
指導講習、適性診断 の充実・改善		B	B	B	B		B		1－1	
民間参入の促進		A重	A重	A重	A重		A重		1－1	
運輸安全マネジメン ト制度等の浸透・定 着		B	B	B	B		B		1－1	
国の安全対策への貢 献		B	B	B	A		A		1－1	
被害者援護業務		B	B	A	A		A			
治療・看護の充実		B重	B重	B重	A重		B重		1－2	
知見・成果の普及促 進、在宅介護者への 支援、重度脊髄損傷 者に係る受入環境整 備		B	B	A	A		A		1－2	
介護料の支給等		A〇 重	A〇 重	A〇 重	A〇 重		A〇 重		1－2	
自動車事故被害者等 への相談対応及び情 報提供の充実等		B	B	A	A		A		1－2	
貸付・精神的な支援 の実施		B	B	B	B		B		1－2	
債権管理・回収の強 化		B	B	B	B		B		1－2	
自動車アセスメント業 務		B	B	A	A		A			
効率的・効果的な試 験・評価の実施		B〇 重	B〇 重	A〇 重	A〇 重		A〇		1－3	
わかりやすい情報提 供		A	A	A	A		A		1－3	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	B	B	B	B		B		2－1－1	
一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	B	B	B	B		B		2－1－2	
外部評価の実施、公表	B	B	B	B		B		2－1－3	
業務のデジタル化及びシステムの最適化	B	B	B	B		B		2－2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
財務運営の適正化	B	B	B	B		B		3－1	
自己収入等の拡大	B	B	B	B		B		3－2	
保有資産の見直し	B	B	B	B		B		3－3	
短期借入金の限度額	－	－	－	－		－		3－4	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	－	－	－	－		－		3－5	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	－	－	－	－		－		3－6	
剰余金の使途	－	－	－	－		－		3－7	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項									
内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	B	B	B	B		B		4－1	

													施設及び設備に関する計画	B	B	B	B		B		4－2	
													人事に関する計画	B	B	B	B		B		4－3－1	
													人材の活用・育成	A	A	A	A		A		4－3－2	
													自動車事故対策に関する広報活動	A	A	A	A		A		4－4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書No.」欄には、7年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	安全指導業務等 指導講習・適性診断の充実・改善、民間参入の促進、運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着、国の安全対策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号、第2号及び第9号
当該項目の重要度、困難度	・民間参入の促進【困難度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID番号004193

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
指導講習受講者数	－	2,861回 111,127人	3,114回 109,225人	2,926回 107,641人	2,647回 106,083人	2,331回 109,249人				予算額（千円）	2,485,000	2,656,000	2,756,883	3,185,793	
指導講習（基礎・一般）受講者数	－	109,952人	107,965人	106,358人	104,824人	108,024人				決算額（千円） ※注1～注3	2,385,723	2,566,544	2,697,294	3,023,903	
適性診断受診者数	－	418,490人	418,371人	415,969人	420,920人	441,288人				経常費用（千円） ※注1～注3	3,094,380	3,228,203	3,568,308	3,752,672	
適性診断（一般、C付、初任、適齢）支所内受診者数	－	263,312人	263,937人	264,034人	270,704人	287,637人				経常利益（千円） ※注1～注3	78,770	118,604	▲18,467	699,923	
一般診断受診者数	－	234,437人	231,178人	216,586人	211,895人	215,955人				行政コスト（千円）	3,094,588	3,228,434	3,568,625	3,753,007	
一般診断支所外受診者数	－	138,921人	137,733人	134,774人	132,414人	135,870人				従事人員数 ※注4	319	333	332	336	
一般診断支所外受診率	中期目標期間の各年度において55%以上	59.3%	（計画）55%以上 （実績）59.6%	（計画）55%以上 （実績）62.2%	（計画）55%以上 （実績）62.5%	（計画）55%以上 （実績）62.9%									
達成度	－	118.6%	108.4%	113.1%	113.6%	114.4%									

	指導講習テキスト頒布数	中期目標期間の最終年度までに 250,000冊以上	65,774冊	(計画) 50,000冊 (実績) 61,243冊	(計画) 50,000冊 (実績) 63,022冊	(計画) 50,000冊 (実績) 68,035冊	(計画) 50,000冊 (実績) 68,897冊								
	達成度	—	243.6%	122.5%	126.0%	136.1%	137.8%								
	指導講習講師要件研修参加者数	—	83人	110人	109人	124人	96人								
	指導講習民間参入事業者数（年度末事業者数）	—	140者	141者	148者	156者	154者								
	貨物軽自動車安全管理者講習受講者数	—	—	—	—	5,536人	97,980人								
	ナスバネット提供数	中期目標期間の最終年度までに 260,000件以上	60,615件	(計画) 52,000件 (実績) 64,884件	(計画) 52,000件 (実績) 72,384件	(計画) 52,000件 (実績) 80,299件	(計画) 52,000件 (実績) 88,448件								
	達成度	—	—	124.8%	139.2%	154.4%	170.1%								
	カウンセラー要件研修参加者数	—	40人	41人	31人	30人	37人								
	適性診断民間参入事業者数（年度末事業者数）	—	120者	121者	128者	134者	137者								
	安全マネジメント評価実施事業者数	—	21者	56者	58者	62者	60者								
	安全マネジメントコンサルティング実施件数	—	11件	11件	12件	14件	15件								
	講師派遣実施件数	—	309件	438件	489件	544件	626件								

	ガイドラインセミナー実施回数、参加人数	—	113 回 1,822 人	107 回 1,741 人	107 回 1,624 人	93 回 1,359 人	94 回 1,424 人								
	リスク管理（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	98 回 1,199 人	85 回 1,046 人	86 回 955 人	76 回 844 人	70 回 858 人								
	内部監査（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	88 回 1,000 人	85 回 972 人	90 回 1,027 人	74 回 868 人	70 回 864 人								
	防災マネジメントセミナー実施回数、参加人数	—	15 回 548 人	37 回 643 人	31 回 400 人	29 回 397 人	27 回 516 人								
	安全マネジメントセミナー参加人数	—	—	—	702 人	778 人	1,252 人								
	危険予知トレーニング教材頒布数	—	1,181 部	486 部	317 部	909 部	568 部								
	貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数	—	276 件	236 件	231 件	232 件	199 件								
	貸切バス適正化事業への協力件数	—	13 件	18 件	17 件	13 件	8 件								
	自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度（講習）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.55	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.55	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.53	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.58								
	達成度	—	—	113.8%	113.8%	113.3%	114.5%								
	自動車運送事業の運行	中期目標期間の年度毎	—	（計画） 4.00 以上 （実績）	（計画） 4.00 以上 （実績）	（計画） 4.00 以上 （実績）	（計画） 4.00 以上 （実績）								

	の安全確保に関する活用度（診断）	に 4.0 以上		4. 65	4. 61	4. 63	4. 62									
	達成度	—	—	116. 3%	115. 3%	115. 8%	115. 5%									
	自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度（事業者）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 33	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 35	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 44	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 32									
	達成度	—	—	108. 3%	108. 8%	111. 0%	108. 0%									
	自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度（貨物軽）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	—	—	—	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 49									
	達成度	—	—	—	—	—	112. 3%									
	運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する活用度	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 70	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 63	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 66	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 70									
	達成度	—	—	117. 5%	115. 8%	116. 5%	117. 5%									

- ※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「安全指導業務等」の実績額（安全指導業務等全体の実績額）を記載。
- ※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
- ※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- ※注 4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					安全指導業務等の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2項目+B3点×2項目)÷4項目=3.50 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点としている。	評価 A 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2項目+B3点×2項目)÷4項目=3.50 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点としている。 <評価に至った理由> 困難度を「高」と設定している「民間参入の促進」については、新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、要件研修や教育訓練の実施、ナスバネットの提供等、認定取得に向けた支援を着実に実施するとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を行っている。 さらに、他の認定機関において認定取得後も安全指導業務の質の維持が図られるよう、各主管支所において定期的に「指導講習認定機関連絡会」を開催し、指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示していることは高く評価できる。 また、「国の安全対策への貢献」については、国の制度改正にいち早く対応し、貨物軽自動車安全管理者講習を			

						実施するとともに、新制度の周知活動を実施することにより、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施していることも評価できる。 上記を総合的に判断し、「A」評価とするものである。			
	① 安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全	① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等(注1)による支所以外での一般診断受診者の割合を中期目標期間の各年度において55%以上とする等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。 また、これまで蓄積した知見等	<主な定量的指標> - 一般診断支所外受診率 - 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度 <その他の指標> - 適性診断受診者数 - 指導講習受講者数 - 指導講習の開催数 <評価の視点> - 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会が提供されているか。 - 指導講習教材の改定が適切になされているか。	<主要な業務実績> 1) 安全指導業務実績 安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、令和7年度末時点での指導講習受講者数の総数は、432,198人、適性診断受診者数の総数は、1,696,548人となった。 全国の支所において、基本的な感染症対策を取り組みながら、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供した。 なお、「対面方式」による指導講習に加え、引き続き指導講習受講者の受講機会の拡大、利便性の向上を主目的として、令和2年11月から開始した「動画視聴方式」による指導講習を開催状況等の見直しを行いつつ、多頻度で開催した。 また、国土交通省より指導講習認定機関あてに発出されている「指導講習の内容をICT機器により自動で配信する場合の取扱いについて」に準拠し、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化に寄与するため、「eラーニング方式」による指導講習「eナスバ」を令和6年度から開催した。 適性診断については、引き続き、支所での実施に加え、事業者への適性診断機器の導入促進及び貸出機器の利用促進を図ることにより、受診機会の拡大に努めるとともに、効率的なカウンセリングを実施するため、集団カウンセリングを実施する際の留意点や好事例の周知などを行い、集団カウンセリングの普及促進に努めた。 2) 指導講習教材の改定 指導講習テキストに国土交通省が推進す	<評価と根拠> 評価：B - 全支所において、一律かつ質の高い指導講習及び適性診断の受講・受診等の機会を提供し、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度において各年度で4.00以上の評価を得た。 - 貨物軽自動車運送事業者を対象とした貨物軽自動車安全管理者講習の活用度については、令和7年度から測定を開始し、4.00以上となる4.49の評価を得た。 - 関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等も考慮し、指導講習テキストを製作し、指導講習において周知・啓発を行った。 - 非対面・遠隔方式による指導講習・適性診断の充実を図る取組として「動画視聴方式」による指導講習の開催を継続するとともに、新たにICT技術を活用した「eラーニング方式」による指導講習、eナスバ	評価	B	評価	
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

	対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。 【指標】 ・指導講習受講者数（平成29から令和2年度までの平均受講者数：122,272人） ・適性診断受診者数（平成29から令和2年度までの平均受診者数：455,698人）	を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とします。 （注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。	・指導講習教材の改定が適切になされているか。 ・非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図っているか。 ・インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が55%以上確保されているか。	る「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。 また、関係法令の改正に応じて、最新の法令を指導講習テキストに掲載した。 3) 非対面・遠隔方式による指導講習・適性診断の充実 ① 「動画視聴方式」による指導講習の開催継続 コロナ禍における受講機会の確保及びデジタル技術の活用を推進を図るため、受講方式の選択肢を増やし、利用者の利便性の向上に寄与すべく、令和2年度より全国において提供している「動画視聴方式」による指導講習を積極的に開催した。 なお、開催にあたり、支所内の適性診断ブースを活用して実施するなど、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、令和7年度末時点で116,234人が受講した。 ② 「eラーニング方式」による指導講習の開催継続 ICT技術を活用し、ユーザーの利便性の向上に寄与するとともに、非対面による受講機会の提供を図るため、eラーニング方式による指導講習であるeナスバ講習を開催し、令和7年度末時点で21,013人が受講した。 ③ 遠隔カウンセリング実施体制の推進 ICT技術を活用した「遠隔カウンセリング」について、令和7年度においても継続的に普及促進に努め、習熟度を向上させ、突発的な事象により対面でのカウンセリングの実施が困難となった場合においても遠隔にて実施するなど、適性診断受診者の利便性向上に寄与した。 4) 支所以外での一般診断の受診促進 契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図り、各年度でナスバ支所以外での一般診断受診率55%の目標を達成した。 契約事業者に対しては、ナスバネット（ナスバのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報	による指導講習受講機会の提供開始、遠隔カウンセリング実施体制の推進等、普及促進を図った。 ・昨今のインバウンド消費や電子商取引の増加による外国人事業者又は運転者の増加に的確に対応するため、速やかに対応可能な各種資料の多言語化などについて対応し、外国人受診者の理解促進を図った。 ・ナスバネットを適切に管理し、契約事業者等において24時間365日受診できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、各年度で目標値55%を上回る一般診断支所外受診率を達成した。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。	
--	--	---	--	---	---	--

			提供を行った。 ・ 自社において24時間365日いつでも適性診断ができること。 ・ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止に一層効果的であること。 これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られ、ナスバ支所以外での一般診断受診率は向上し続け、各年度において計画を上回っている。 【令和4年度から令和7年度までの実績】 R4年度：59.6% R5年度：62.2% R6年度：62.5% R7年度：62.9%（4か年平均：61.8%） 5）外国人受診者への対応充実化 貨物軽自動車運送事業者の増加等に伴う外国人事業者又は運転者への適性診断に対する理解を促進させるため、ナスバホームページへの掲載をはじめ、各種資料を多言語化するなど、内容の充実強化に努めた。 6）自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度 全支所において、一律かつ質の高い指導講習・適性診断を提供するための参考情報とすべく、指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、貨物軽自動車運送事業者に対してもアンケート調査を実施した結果、各年度において、それぞれ4.00以上の評価を得た。 これら取組みにより、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供するとともに、利用者の利便性向上や業務運営の効率化を実現させ、安全指導業務の裾野の拡大に寄与している。 【令和4年度から令和7年度までの各実績】 ・ 指導講習受講者数： R4年度：109,225人 R5年度：107,641人 R6年度：106,083人			
--	--	--	---	--	--	--

				R7 年度：109,249 人 • 適性診断受診者数： R4 年度：418,371 人 R5 年度：415,969 人 R6 年度：420,920 人 R7 年度：441,288 人 • 動画視聴方式による指導講習受講者数： R4 年度：28,042 人 R5 年度：29,558 人 R6 年度：29,581 人 R7 年度：29,053 人 • 運行管理者向け e ナスバ受講者数： R6 年度： 4,382 人 R7 年度：16,631 人 ※R6.12 より導入したため、R6 年度の実績は、R6.12～R7.3 の 4 か月の実績。			
--	--	--	--	--	--	--	--

						評価	評価		
						評価	評価		
②	引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に向けた支援を行う。 また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 260,000 件以上とする。 【指標】 ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（平成 29 年度	②	引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。 また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに指導講習用テキスト頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット提供数 260,000 件以上とします。	＜主な定量的指標＞ ・指導講習テキスト頒布数 ・ナスバネット提供数 ＜その他の指標＞ ・指導講習講師要件研修参加者数 ・カウンセラー要件研修参加者数 ・指導講習民間参入者数（年度末事業者数） ・適性診断民間参入者数（年度末事業者数） ＜評価の視点＞ ・民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。 ・他の認定機関による安全指導業務の質の維持するための取組がなされているか。	＜主要な業務実績＞ 1）民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援 認定取得に必要な要件研修の実施時に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成 28 年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った。 2）認定取得に必要な要件研修の実施等 ① 認定取得に必要な要件研修の実施 民間参入希望団体等に対して、各年度、要件研修を行った。 ・ ② 教育訓練の実施 他の認定機関に対する研修を各年度行った。 ③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供 指導講習の他の認定機関に対し、令和 7 年度末時点で指導講習テキストを 261,197 冊頒布し、適性診断の他の認定機関に対しては、306,015 人分のナスバネットの測定を提供した。 ④ 安全指導業務の質の維持 他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成 27 年度より毎年 5 月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。 また、その際に、認定機関から講習等に関する質問を受け付けており、認定機関に対するフォローアップを適切に実施している。 3）民間参入の状況 上記取組等の結果、令和 7 年度末現在における認定機関の総数は、指導講習 154 者、適性診断 137 者となっている（いずれもナスバを除く）。	＜評価と根拠＞ 評価：A ・新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応するなど、認定取得に向けた支援を着実に実施した。 ・他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及び「カウンセラー教育・訓練」を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を行った。 【令和 7 年度末累計実績】 テキスト頒布数：261,197 冊（対計画値 104.5%） ナスバネット提供数：306,015 件（対計画値 117.7%） 以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援を着実に実施している。 また、各年度の計画を大きく上回り、令和 8 年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、安全指導業務の裾野の拡大に大きく寄与するものと判断し、A 評価とするものである。	評価 A ＜評価に至った理由＞ 新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、要件研修や教育訓練の実施、ナスバネットの提供等、認定取得に向けた支援を着実に実施するとともに、計画を上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を行った。 ・指導講習テキスト累計頒布数：261,197 冊（対計画値 104.5%） ・ナスバネット累計提供数：306,015 件（対計画値 117.7%） これらの実績は、中期目標期間 5 年間に対する第 4 事業年度終了時点の累計実績であり、計画に対して高い進捗状況にあることから、中期目標を上回る実績の達成が見込まれる状況にある。 また、他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成 27 年度より毎年 5 月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催し、認定機関から講習等に関する質問を受け付けるなど、認定機関に対するフォローアップを適切に実施している。 以上のことから、中期目標を上回る実績を上げることが見込まれるため、「A」評価とするものである。	評価	

	から令和 2 年度までの平均参加者数:72 者(112 人)) ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数:39 者(50 人)) ・指導講習参入事業者数(令和 2 年度末の参入事業者数:137 者) ・適性診断参入事業者数(令和 2 年度末の参入事業者数:117 者) 【難易度:高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。			こうした参入支援に向けたナスバならではの取組みは、参入を希望する事業者等からの評価も高く、今中期期間における実績は大きく向上している。 ・指導講習テキスト頒布数: (R4 年度) 127 者 61,243 冊 (R7 年度) 149 者 68,897 冊(冊数 1.12 倍) ・ナスバネット提供台数: (R4 年度) 106 者 521 台 (R7 年度) 124 者 635 台(提供台数 1.22 倍) ・民間参入事業者(指導講習) (R4 年度末) 141 者 (R7 年度末) 154 者(1.09 倍) ・民間参入事業者(適性診断) (R4 年度末) 121 者 (R7 年度末) 137 者(1.13 倍)		＜その他事項＞ (有識者からの意見) ・A 評定について異論はない。	
--	---	--	--	---	--	---	--

	ト業務の一層の充実・改善を図る。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。 【指標】 ・安全マネジメント認定セミナー受講者数（平成29年度から令和2年度までの平均受講者数：4,361人） ・運輸安全マネジメント評価件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：8者） ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（平成29年度から令和2	により、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上を目指します。	・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。	R7年度：626件（対R4年度1.43倍） ③ 安全マネジメント関係講習会 安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー・防災マネジメントセミナー・リスク感受性向上セミナー」を開催し、経営者等に対する情報提供や先進的な取組の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。 ・ガイドラインセミナー - 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。 ・リスク管理（基礎）セミナー - 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。 ・内部監査（基礎）セミナー - 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。 ・防災マネジメントセミナー - 国土交通省から認定を受けたセミナーとして、令和4年度から全国各地において開催し、「運輸防災マネジメント指針」の解説及び自社の防災対策チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップを行った。 ・リスク感受性向上セミナー			
--	---	---	--	--	--	--	--

	年度までの平均事業者数:27者)			ナスバは、国土交通省が運輸安全マネジメント評価で把握した中間管理者層の力量が事故の増減に係るものの、自動車運送事業者において中間管理者層を育成する仕組みが構築されていない傾向にあるとの課題に対して、中間管理者層の力量（気づく力・報告する力・伝える力）の向上を支援すべく、令和5年8月より本セミナーを全国の主管支所において開催し、自動車運送事業の現場に存在する具体的な安全上のリスクについて、参加者が自ら考える参加型の研修を実施した。 ④ ナスバ安全マネジメントセミナー 運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「ナスバ安全マネジメントセミナー」を例年、東京で開催している。 令和6年度に引き続き、対面方式での実施に加え、オンラインによる配信方式を実施するハイブリッド形式のセミナーとして開催した。オンライン配信により、これまで遠方のため参加が困難であった受講者の参加が可能となった。本セミナーにおいては、ナスバ業務の両輪となる事故防止と被害者支援のさらなる連携強化の観点から、自動車事故被害者・遺族団体より講師を招き、特別講演を依頼した。 【令和5年度から令和7年度までの実績】 R5年度：702人（対面方式のみ） R6年度：778人（会場329人・配信449人） R7年度：1,252人（会場544人・配信708人） ※R4年度については、新型コロナウイルス感染症の予防のため開催中止。 ⑤ ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布 リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレー			
--	-------------------------	--	--	--	--	--	--

				ニング教材の頒布を行った。なお、令和7年度に新たに KYT-VIをリリースし、さらなる研修教材の充実を図った。 2) ISO 39001 の管理・運用の取組 ISO/TC241 (ISOに設置された専門委員会)において開発が進められていたISO 39004 (Good practices for platform providers) の規格案について、ISO 39001に係る国内審議委員会事務局として、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会において検討を実施し、国内審議委員の了承の上、ISO/TC241に対して日本の意見を提案した。 3) 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度 運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を実施し、各年度、それぞれ4.00以上の評価を得た。 これら取組みにより、安全指導業務の裾野の拡大に寄与するとともに、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着を大きく促進させた。			
--	--	--	--	--	--	--	--

	④ 近年の高齢運転者による重大事故の発生等を踏まえ、国においては、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化を図ることから、機構としては国の安全対策への対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施する。	④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数 ・貸切バス適正化事業への協力件数	<主要な業務実績> 1) 高齢運転者による事故防止対策等に寄与する新たな適性診断の測定項目の研究開発 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、引き続き、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を実施した。具体的には、研究用のテスト機材をもとに蓄積したデータから、新たな測定項目の妥当性や信頼性、実用性の検証を行った。 2) 「貨物軽自動車運送事業者の安全対策強化」による事故防止対策の実施 近年のEC市場の拡大等に伴い、貨物軽自動車運送事業者における死亡・重症事故が増加していることを踏まえ、令和7年4月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法等により、貨物軽自動車運送事業者に対する新たな事故防止対策の義務付けに先行して、令和7年2月1日より事故防止対策の一つとして新設された「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」をeラーニング方式（eナスバ）により開始した。加えて、国土交通省が実施した貨物軽自動車運送事業者への新たな事故防止対策に関する周知活動に同調し、ナスバホームページにおいても新たな事故防止対策及び貨物軽自動車安全管理者講習の受講開始について周知するとともに、同講習の受講に係る周知用チラシを作成して関係機関等へ配置を依頼するなど、新制度の周知を図った。 令和7年度においては、前年度における新制度の周知を継続しつつ、貨物軽自動車運送事業者等の求めに応じ、新たな事故防止対策等の説明会における周知活動、貨物軽自動車安全管理者講習の受講に際し、貨物軽自動車運送事業者等からの電話やメールによる新制度に関する問い合わせの対応を強化するなど、新制度の周知活動を拡大するとともに、貨物軽自動車安全管理者講習を継続して実施したことにより97,980人が受講し、運行管理及び事故防止に関する知	<評定と根拠> 評定：A ・高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から研究データを収集、分析・検証を行うとともに必要な研究開発を着実に進めた。 ・国の貨物軽自動車運送事業者に対する新たな安全対策の導入に基づき、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の第1号として、事業用自動車の安全な運行に不可欠な知識の習得を図るため、令和7年2月より貨物軽自動車安全管理者講習を実施するとともに、新制度の周知活動を実施することにより、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施した。同様に、令和7年度においても新制度の周知に関する取り組みを強化するとともに、継続して貨物軽自動車安全管理者講習を実施したことにより大幅に受講者数を増加させ、事故防止に関する知識の習得を図ることで国の事故防止対策に大きく貢献した。 また、登録貨物軽自動車安全管理者定期講習実施機関の第1号として機関登録を受けたため、今後は貨物軽自動車安全管理者定期講習の開講に向けた取り組みを着実に進めていく。 ・貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請	評定 A <評定に至った理由> 国の制度改正にいち早く対応し、令和7年2月より貨物軽自動車安全管理者講習を実施するとともに、新制度の周知活動を実施することにより、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施した。 また、令和7年度においても新制度の周知に関する取組を強化するとともに、継続して貨物軽自動車安全管理者講習を実施したことにより受講者数を大幅に増加（97,980人が受講）させ、国の事故防止対策に大きく貢献した。 さらには、登録貨物軽自動車安全管理者講習を実施する第1号登録機関となった。 その他、高齢運転者の事故防止対策、貸切バス事業許可更新のために必要な運輸安全マネジメント評価等を継続して実施するなど、国の安全対策に着実に貢献しており、安全指導業務の裾野の拡大に大きく寄与しているものと認められる。 以上のことから、所期の目標を上回る取組、業務を遂行しており、今後もこれらの取組が着実に継続されることが見込まれるため、「A」評定とするものである。 <その他事項> （有識者からの意見）	評定
--	---	---	--	---	--	--	----

	を実施する。		組に対して支援がされているか。	識の習得を図ることで事故防止対策を実施した。 また、令和6年11月1日付けで国土交通大臣あてに登録申請を行っていた貨物軽自動車安全管理者定期講習についても、令和7年12月26日付けで「登録貨物軽自動車安全管理者定期講習実施機関」の第1号として、国土交通大臣の機関登録を受けるとともに、令和8年度中の開講を目指し準備を進めている。 3)「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援 貸切バス事業の更新制度の導入において、行政処分を受けた事業者が更新を行う際、運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けられたことから、ナスバでは、運輸安全マネジメント評価に柔軟に対応し、対象となる貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施した。 4) 関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対する支援 ① 公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施することで、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。 ② 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、同機関からの要請に応じ、適正化指導員としてナスバ職員を派遣した。 5)「事業用自動車総合安全プラン 2025」への貢献 ① 本プランの事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に	時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時までに認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応し、積極的に評価の提供を行った他、全国の支所より「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」及び「一般貸切旅客運送適正化実施機関」への要員派遣を通じて、国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」へ貢献した。 ・「事業用自動車総合安全プラン 2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等の内容を掲載し周知を行った他、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身体機能の変化、運転行動への影響を認識していただくなど、同プランの事故削減目標への取組を進めた。 以上により、事故防止対策や安全性向上に関する取組みを着実かつ適切に実施するとともに、eナスバをはじめとした新たな取組を導入し、国の安全対策への対応について充実・改善を恒常的に実施している。 また、年度計画を達成するとともに、令和8年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を大きく上回り、安全指導業務の裾野の拡大に大きく寄与するものと判断し、A評価とするもの	・ A 評価について異論はない。	
--	--------	--	-----------------	---	--	-------------------------	--

			関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。 ② 65 才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。 ③ 本プランのフォローアップの場である「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」等、ナスバの安全指導業務の取組を報告した。 これら取組みにより、安全指導業務の裾野の拡大に寄与するとともに、事故防止対策や安全性向上に関する取組みを着実に実施している。 【令和 4 年度から令和 7 年度までの各実績】 ・貨物軽自動車安全管理者講習（e ナスバ） R6 年度： 5, 536 人 R7 年度：97, 980 人 ※R7. 2 より導入したため、R6 年度の実績は、R7. 2 ・ R7. 3 の 2 か月の実績。 ・貸切バスへの運輸安全マネジメント評価 R4 年度：50 件 R5 年度：55 件 R6 年度：60 件 R7 年度：53 件 ・セーフティバス制度における支援 R4 年度：236 件 R5 年度：231 件 R6 年度：232 件 R7 年度：199 件 ・適齢診断受診者数 R4 年度：73, 328 人 R5 年度：73, 954 人 R6 年度：77, 010 人 R7 年度：80, 514 人	である。		
--	--	--	---	------	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	被害者援護業務 治療・看護の充実、知見・成果の普及促進 在宅介護への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備、介護料の支給等、自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等、貸付・精神的な支援の実施、債権管理・回収の強化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号～第6号
当該項目の重要度、難易度	・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【困難度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【困難度：高】 療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）が高い）も進んでいるため。 ・介護料の支給等【重要度：高】 介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来 of 対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。 ・介護料の支給等【困難度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。		関連する政策評価・行政事業レビュー 予算事業 ID 番号 004191, 004193, 004194, 007366

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入退院時ナスバスコアの平均値の差	中期目標期間の年度ごとに12.5点以上	－	（計画） 12.5点以上 （実績） 11.4点	（計画） 12.5点以上 （実績） 12.9点	（計画） 12.5点以上 （実績） 12.7点	（計画） 12.5点以上 （実績） 14.6点			予算額（千円）	8,776,000	9,851,000	9,666,474	12,260,055	
達成度	－	－	91.2%	103.2%	101.6%	116.8%			決算額（千円）	8,766,308	8,848,397	9,221,859	9,850,491	

											※注 1 ～ 注 3					
	療 護 施 設 へ の入院希望 者の待機期間	—	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月				経 常 費 用 （ 千 円） ※注 1 ～ 注 3	8, 889, 192	8, 972, 979	9, 415, 612	9, 992, 773	
	日 本 脳 神 経 外 科 学 会 等 における研 究発表件数	中期目標 期間の年 度毎に 55 件以上	47 件	(計画) 55 件以上 (実績) 58 件	(計画) 55 件以上 (実績) 66 件	(計画) 55 件以上 (実績) 67 件	(計画) 55 件以上 (実績) 70 件				経 常 利 益 （ 千 円） ※注 1 ～ 注 3	▲90, 793	579, 185	176, 941	▲327, 214	
	達成度	—	142. 2%	105. 5%	120%	121. 8%	127. 3%				行 政 サ ー ビ ス 実 施 コ ス ト (千 円)	9, 211, 632	9, 324, 242	9, 847, 762	10, 476, 172	
	短期入院協 力病院等の スタッフへの 研修実施 件数	—	3 人	18 人	16 人	30 人	32 人				従 事 人 員 数 ※注 4	319	333	332	336	
	重度脊髄損 傷者が十分 な治療・リハ ビリテーシ ョンが受け られる受託 病院の設置 個所数	—	—	—	3 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所									
	訪 問 支 援 実 施 率 実 施 人 数	前年度末 介護料受 給資格者 数に対す る実施割 合 70%以 上	86. 7% 4, 091 人	(計画) 70%以上 3, 266 人 (実績) 88. 3% 4, 120 人	(計画) 70%以上 3, 259 人 (実績) 86. 2% 4, 011 人	(計画) 70%以上 3, 196 人 (実績) 86. 5% 3, 949 人	(計画) 70%以上 3, 154 人 (実績) 87. 0% 3, 920 人									
	達成度	—	133. 3%	126. 1%	123. 1%	123. 6%	124. 3%									
	新 規 認 定 者 に対する訪 問 支 援 実 施 率、実施人数	新規介護 料受給資 格認定者 に対する 実施割合 100%	98. 2%	(計画) 100% (実績) 100% 120 人	(計画) 100% (実績) 100% 91 人	(計画) 100% (実績) 100% 103 人	(計画) 100% (実績) 99. 2% 125 人									
	介 護 料 受 給 者 と の 交 流 会実施回数	50 回以上 (全支所 年 1 回以 上)	50 回	(計画) 50 回 (実績) 53 回	(計画) 50 回 (実績) 56 回	(計画) 50 回 (実績) 54 回	(計画) 50 回 (実績) 55 回									
	達成度	—	110. 0%	106. 0%	112. 0%	108. 0%	110. 0%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					被害者援護業務の評定：A 【細分化した項目の評定の算術平均】 （A4点×2項目+A4点×2×1項目+B3点×3項目）÷（6項目+1）=3.57 ⇒算術平均に最も近い評定は「A」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評定	A	評定	
						【細分化した項目の評定の算術平均】 （A4点×2項目+A4点×2×1項目+B3点×3項目）÷（6項目+1）=3.57 ⇒算術平均に最も近い評定は「A」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 <評定に至った理由> 重要度、困難度をともに「高」と設定している「介護料の支給等」については、計画期間中のすべての年度において、訪問支援の実施率が目標値を上回っている。 また、「知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備」については、療護施設で得られた知見・成果について、所期の目標を上回る件数の研究発表を行った。 さらに、「自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等」については、被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するための研修の修了者は、令和6年度以降、令和2年度末全職員数の50%を上回			

						った。 その他、各療護施設において、遷延性意識障害者に対する高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行った結果、入退院時のナスバスコアの平均値の差が12.5点以上になるなどの実績をあげている。 上記を総合的に判断し、「A」評価とするものである。			
	① 自動車事故による遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。 また、療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護センター及び委託病床（以下	① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム(注2)、プライマリーナーシング(注3)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)（注4）」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治	＜主な定量的指標＞ ・ナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差 ＜その他の指標＞ ・療護施設への入院希望者の待機期間 ＜評価の視点＞ ・各療護施設において、ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大	〈主要な業務実績〉 医療技術や看護技術等の開発・向上のため、毎年度、以下の取組により質の高い治療・看護を実施した。 1) 療護センターにおいて、高度先進医療機器(MRI, PET 等)を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施した。 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、以下の取組みを実施した。 ①治療・看護に必要な高度先進医療機器等を順次整備した。 ②療護センターに蓄積された知見・ノウハウを活かし、従来の治療、看護等に加えて、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り、共同研究を行うとともに、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材育成と地域医療の充実に貢献した。 各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等の定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。 ③「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)を用いた治療改善度を毎年度公表した。その分析の結果、ナスバスコア平均値減少のほか、	〈評価と根拠〉 評価：B ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施し、待機期間のできる限りの短縮にも努めた。 また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委	評価	B	評価	
						＜評価に至った理由＞ 各療護施設において、高度先進医療機器(MRI、PET 等)を活用した高度な検査・治療を実施するとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や、プライマリーナーシング方式によるきめ細かな質の高い治療・看護を提供している。その結果、「ナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差」については、困難度が「高」に設定されているところ、中期目標期間を通じておおむね目標水準の実績を確保している。 また、千葉療護センターの老朽化対策についても利用者ニーズを踏まえた上で基本設計を完了し、実施設計へ移行するなど、着実に取組を進めている。 以上のことから、適切に業務が実施されており、中期目標を達成する見込みであ			

	「療護施設」という。)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。 ② 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～回復期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善を行い、ガイドライン等の策定に向けた検討を行う。 さらに、一貫症例研究型委託病床における知見・成果の普及を図るとともに、遷延性意識障害に精通する脳外科医等の育成を図る。 ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に	療・看護を実施します。 また、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策や、今後に可能性のある東北療護センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際し、引き続き質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備をします。 (注2)「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 (注3)「プライマリーナースング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの	学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上を図られているか。 ・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。 ・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。 ・千葉療護センターの老朽化対策に際して、利用者等からのニーズを踏まえた検討が行われて	重症度別の分析のいずれも平均値が減少するなど治療改善効果を確認した。 入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「受傷から入院までの経過期間が短いほど改善が良好な傾向である」「入院時年齢が高い患者であっても、入院時ナスバスコアの平均値から退院時ナスバスコアの平均値は減少傾向である」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。 3) 毎年、療護センター長等会議、MSW担当者連絡会議、看護部長等連絡会議、リハビリ担当者連絡会議等に各病院長、担当者等が毎年度出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。 4) 「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施した。 5) 待機期間の短縮を図るため、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査は、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。 6) 千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」を開催し、報告書が取りまとめられた。その報告書に基づき、災害への対応や入院患者のニーズ等を考慮した最適な機能強化を検討するとともに、最も経済的かつ効率的な方法を前提とした基本設計を完了し、実施設計に着手した。 7) 療護施設における上記による取組により治療効果を高めた結果、療護施設の退院患者にかか	託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行っている。 また、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。 千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」を開催し、報告書が取りまとめられた。その報告書に基づき、災害への対応や入院患者のニーズ等を考慮した最適な機能強化を検討するとともに、最も経済的かつ効率的な方法を前提とした基本設計を完了し、実施設計に着手した。 こうした療護施設においてきめ細かい質の高い治療・看護等が提供されるとともに、高度先進医療機器を検査等において積極的に活用する等により、患者への安全・安心な医療環境の提供を行うことで、療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値	るため、「B」評定とするものである。	
--	--	---	---	--	---	---------------------------	--

	資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。 あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討するとともに、経年劣化が進む千葉療護センターの老朽化対策については、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、リハビリの充実等、利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を図ることを視野に入れ検討する。	場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。 （注4）遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。 ③ 委託病床のうち一貫症例	いるか。	るナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は以下となった。 【入退院時ナスバスコアの平均値の差】 <table><tr><td>令和4年度</td><td>11.4点</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>12.9点</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>12.7点</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>14.6点</td></tr></table>	令和4年度	11.4点	令和5年度	12.9点	令和6年度	12.7点	令和7年度	14.6点	の差は概ね目標を達成した。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評定とするものである。		
令和4年度	11.4点														
令和5年度	12.9点														
令和6年度	12.7点														
令和7年度	14.6点														

	【指標】 ・療護施設全体の待機期間（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均待機期間:3.4 ヶ月） 【困難度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ④ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に 12.5 点以上に維持する。	研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。 ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。 あわせて、療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上					

	(注)「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 【困難度：高】療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化(遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)が高い)も進んでいるため。	で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。 さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、時代によって変化する利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を講じるよう検討します。 ⑤以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表(ナ					
--	--	---	--	--	--	--	--

	スバスコア)を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に 12.5 点以上に維持します。							
⑤ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図る。 また、退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者	⑥ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。 ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注 5）、リハビリス	＜主な定量的指標＞ ・日本脳神経外科学会等における研究発表件数 ＜その他の指標＞ ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・MSW による相談件数 ＜評価の視点＞ ・学会の研究発表等を通じ他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。 ・療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が	〈主要な業務実績〉 8) 療護施設で得られた知見・成果の普及と在宅介護者等への支援として、以下の取組を実施した。 ①日本意識障害学会や日本脳神経外科学会等において研究発表を行った。積極的な取組により、令和 7 年度末時点で 261 件となり、目標 220 件（年間 55 件）を継続的に上回った。特に後年度においては 120%を超える水準で推移し、件数も増加傾向を示しているなど、量的拡大と取組の定着が認められ、所期の目標を上回る成果を上げている。 【研究発表件数】 令和 4 年度 58 件 令和 5 年度 66 件 令和 6 年度 67 件 令和 7 年度 70 件 また、令和 8 年度においても令和 7 年度と同水準の実績が継続すると仮定した場合、5 年間累計 331 件となり、目標 275 件（年間 55 件）に対して 120.4%となる見込みであり、定量的にも中期計画を大きく上回る水準で推移している。 ②各療護センターにおいて、短期入院協力病院等の看護師等へ療護センターが行う看護ケアなどの看護技術の研修を、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じるとともに、募集期間を延長するなど参加者拡大に努め、令和 7 年度末までに計 96 人に対し実施した。 【短期入院協力病院等への研修実績】 令和 4 年度 18 人 令和 5 年度 16 人	〈評定と根拠〉 評定：A 療護施設で得られた知見・成果について、令和 7 年度末時点の累計発表件数は 261 件に達し、中期目標値 220 件（年平均 55 件）を継続的に上回った。特に後年度においては 120%を超える水準で推移し、件数も増加傾向を示しているなど、量的拡大と取組の定着が認められ、所期の目標を上回る成果を上げている。また、令和 8 年度においても令和 7 年度と同水準の実績が継続すると仮定した場合、5 年間累計 331 件となり、目標 275 件（年間 55 件）に対して 120.4%となる見込みであり、定量的にも中期計画を大きく上回る水準で推移している。 また、引き続き短期入院協力病院等の看護師等への研修を行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っている。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による	評定	A	評定	
					＜評定に至った理由＞ 療護施設で得られた知見・成果について、日本意識障害学会や日本脳神経外科学会等において、所期の目標（年間 55 件）を上回る水準で研究発表を実施している。当該研究発表件数が増加傾向にあるところ、令和 8 年度においても同水準の実績が確保されれば、目標値を大きく上回る実績を上げることが見込まれる。 【研究発表件数】 令和 4 年度 58 件 令和 5 年度 66 件 令和 6 年度 67 件 令和 7 年度 70 件 また、各療護センターにおいて、短期入院協力病院等の看護師等に対する看護技術の研修の実施や、各療護施設のメディカルソーシャルワーカーによる転院先や在宅介護の方法の情報提供等、療護センターにおける短期入院の受入を含め、在宅介護者等に対する積極的な支援が行われた。			

	等への支援を進めるとともに、療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。	タッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。 また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討します。	積極的になされているか。 ・重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、委託基準に則った運用が可能な病院の選定をするとともに、国と連携し、当該事業の効果や課題を検証するための仕組みを構築し、運用することができているか。	令和6年度 30人 令和7年度 32人 9)各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが、転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供・相談等に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施した。 【情報提供・相談対応】 令和4年度 12,466件 令和5年度 12,196件 令和6年度 11,666件 令和7年度 11,708件 また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報提供や、ナスバホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画の掲載し、情報提供を積極的に実施している。	在宅介護者への支援等にも、丁寧かつ積極的に取り組んでいる。 加えて、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、当該事業の効果や課題を検証するためにキックオフミーティングやフォローアップ会議にて事業の検証を進めるとともに、受託4病院と連携し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めている。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。	加えて、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、国土交通省で定めた委託基準等により選定された全国4病院において受入環境整備事業を実施し、累計16名の重度脊髄損傷者を受け入れている。 そして、受託病院4病院の担当者による会議を開催し、入院患者等の状況を共有しながら病床の運営における課題等を議論するとともに、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めるなど、国と連携しながら、事業の効果や課題を検証するための仕組みの構築、運用を行った。 以上のことから、中期目標を上回る実績を上げることが見込まれるため、「A」評定とするものである。	
	⑥ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図る。 【指標】 重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる受託病院を全国4ヶ所に設置	(注5)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門		10)療護センターにおける短期入院については、短期入院空床状況をホームページに掲載する等利用者利便に配慮した積極的な受入を図りつつ、千葉療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリを試行的に実施している。 11)重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、国と連携し以下の取組を実施。 ① 国土交通省で定めた委託基準等を踏まえ、令和5年度に3病院を選定し、令和6年5月に1病院を選定し、全国4病院で受入環境整備事業を開始した。 周知活動を積極的に実施した結果、受託病院(4病院。各4床)において、患者の積極的な受け入れを進め、累計入院者が令和8年3月末時点で累計16名となった。 ② 受託病院4病院より各職種を参加者として、入院患者等の状況を共有しながら病床の運営における課題等を議論するフォローアップ会議を開催し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めた。なお、令和7年度については、脊髄損傷者の受入れ実績を豊富に有する労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンターにも働きかけを行い、意見交換や視察を実施した。		<その他事項> (有識者からの意見) ・A評定について異論はない。	

	する。	職をいう。		【当該事業における受入実績】 令和５年度　０人 令和６年度　８人 令和７年度　８人					
	①　重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のため、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、訪	①　重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。あわせて、被害者救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。 また、新型コ	＜主な定量的指標＞ ・訪問支援実施率、実施人数 ・新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数 ・介護料受給者との交流会実施回数 ・介護支援効果に関する評価度 ＜その他の指標＞ ・介護料支給実績（受給者数、支給額） ・短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額 ・調査票回収率 ＜評価の視点＞	〈主要な業務実績〉 重度後遺障害者への介護料支給、訪問支援の充実強化等、効果的な被害者救済に向け、以下の取組を実施した。 １）介護料の支給 障害の程度、介護の状況等に応じ、毎年度約 4,700 人の重度後遺障害者に対し介護料を支給。また、物価高騰による介護費用増大に対応するため、介護料受給者等のニーズを踏まえ、介護料支給額の引き上げを実施。 ２）訪問支援の充実・強化 「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、情報端末を活用しつつ、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用し、継続的な被害者救済に取り組んだことにより、前中期目標期間の最終年度では 86.7％であった訪問支援の実施割合がさらに向上し、令和 7 年度において 87.0％を達成。新規認定者に対する訪問支援は令和 4 年度から令和 6 年度まで毎年度 100％を達成。令和 7 年度については 1 名未実施となり 99.2％の実施率となった。なお、未実施の 1 名については、受給資格認定後間もなく資格を喪失したことにより訪問支援の対象外となったものであり、予測し難い外部要因によるもの。 【当該事業における訪問支援実績】	〈評定と根拠〉評定：A 毎年度、介護料の適切な支給を行うとともに、介護料受給者等のニーズを踏まえ、物価高騰による介護費用増大に対応するため、介護料支給額を引き上げ、介護料受給者支援の強化を図った。 また、訪問支援の充実・強化については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、受給者支援業務システムを活用することにより業務の効率化等が図られたほか、さらに、情報端末の活用や訪問支援結果の情報共有等、訪問支援の一層の質の向上も図られたことにより、毎年度、訪問支援実施割合の目標値 70％以上を達成しているほか、悩みの解消、孤独感の軽減や相互の情報交換等の場として、各支所単位で受給者等の交流会を開	評定	A	評定	
						＜評定に至った理由＞ 障害の程度、介護の状況等に応じ、毎年度約 4,700 人の重度後遺障害者に対し介護料を支給するとともに、以下のとおり目標値（70％以上）を上回る訪問支援を実施した。 【訪問支援実施人数・割合】 令和 4 年度　4,120 人 （88.3％） 令和 5 年度　4,011 人 （86.2％） 令和 6 年度　3,949 人 （86.5％） 令和 7 年度　3,920 人 （87.0％） なお、新規認定者に対する訪問支援については、令和 7 年度においてのみ 1 名未実施となり実施率が 99.2％となったが、受給資格認定後間もなく資格を喪失したことにより訪問支援の対象			

	問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。 なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者（以下「新規認定者」という。）に対しては 100 % とする。 【重要度：高】 介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない	ロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努めます。 なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70 % 以上を維持するとともに、当年度の介	・介護料受給者等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。	令和4年度 88.3% 令和5年度 86.2% 令和6年度 86.5% 令和7年度 87.0% 3) 短期入院・入所費用の助成 受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所を促進するため、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額に係る費用を助成。 4) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進 ①協力病院等の利用促進を図るため、支所毎に協力病院等に対して、訪問やWEB ミーティング、調査票の送付などにより協力病院等の概要調査を実施し、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を、訪問支援等の際に、介護料受給者等に案内を実施。 ②介護料受給者等からリハビリ目的の短期入院に関する相談があった際に、協力病院に対する概要調査や協力病院との交流会等で集積した情報をもとに、介護料受給者等のニーズに沿うようなサービスやリハビリ環境を提供できる可能性がある病院を紹介するなど、介護料受給者等と協力病院との間をつなぐ取組を実施することで協力病院の利用を促進。 5) 受給者等の交流会の開催等 ①同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を各支所単位で毎年度開催。 ②交流会の場において、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、短期入所協力病院等の見学、自宅で出来るリハビリの方法、成年後見人制度に関する勉強会等を開催。 ③介護用品の紹介や協力病院等の施設情報や防災情報等に関して情報提供を実施。 ④介護料受給者等のニーズを踏まえ、車いすバスケットボール、ボッチャ及びeスポーツ等の体験会を開催し、障害者スポーツ競技等へ	催している。 また、短期入院協力病院等の利用促進に向け費用の助成を行うとともに、協力病院等への訪問や交流により、受入条件や環境を把握し、これら情報を受給者等へ提供する等、受給者等と協力病院等をつなぐ役割を果たしている。 介護者なき後に備えるために必要な制度等について、国から提供された情報をナスバホームページに掲載するとともに、機関誌「ほほえみ」を活用し、随時、情報提供を行った。 また、介護受給者の家族に対するアンケート調査の結果、目標値の 4.39 以上を毎年度上回る評価を得た。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。	外となったものであり、予測し難い外部要因によるものであったことから、実質的に各年度において目標値を達成しているものと認められる。 また、同じ境遇にある介護料受給者同士の交流会を支所ごとに1回以上開催し、短期入院協力病院等の見学、成年後見人制度に関する勉強会、介護用品の紹介等を実施した。 その他、短期入院・入所費用の助成や機関誌「ほほえみ」の発行・配布といった事業も行い、介護受給者の家族に対するアンケート調査の結果、目標値の 4.39 以上を各年度で上回る評価となった。 【介護支援効果に関する評価度】 令和4年度 4.44 令和5年度 4.43 令和6年度 4.42 令和7年度 4.41 以上のことから、所期の目標を達成しており、今後もこれらの取組が着実に継続されることが見込まれる。 また、当該評価項目の困難度が「高」に設定されていることも踏まえ総合的に勘案した結果、「A」評価とするものである。 <その他事項> (有識者からの意見) ・ A 評価について異論はな	

	日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。 【困難度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方	介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。 ② 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を		の参加の機会を介護料受給者等に提供するとともに、体験を通じて介護料受給者等の交流の促進を図るような交流会も実施。 6）機関誌の活用 ①機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者等を対象に配布。 ②特集記事として、短期入院協力病院の入院体験談など介護料受給者等からの投稿の掲載、協力病院等と連携して実施した介護料受給者等交流会の内容やリハビリを積極的に利用できる重点病院の特集記事の紹介等を実施。 7）介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活の充実を図るための情報提供 ②被害者団体、自動車ユーザー団体、有識者、国土交通省及びナスバで構成する被害者保護増進等事業に関する検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を実施。 ③ 上記の意見交換会の検討を踏まえ、国土交通省と連携し、ナスバホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供。 8）介護支援効果に関する評価度 介護受給者の家族に対するアンケート調査の結果、目標値の4.39以上を毎年度上回る評価。 【介護支援効果に関する評価度】 令和4年度 4.44 令和5年度 4.43 令和6年度 4.42 令和7年度 4.41		い。	
--	---	--	--	---	--	-----------	--

	もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。 ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。	把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。 また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。 ③ 介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催します。 また、介護者なき後（親なき後）に備えるた								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給資格者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。 また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。	めの必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行います。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。					
	④ 以上の施策	④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。					

	を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とする。								
	【指標】 ・調査票回収率（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均回収率 45.7%）								
	① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の	① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の	＜主な定量的指標＞ ・コーディネーター養成研修修了者割合 ＜その他の指標＞ ・コーディネーター養成研修修了者数 ・ホットラインの相談件数 ・在宅介護相談窓口における相談件数 ＜評価の視点＞ ・自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされている	＜主要な業務実績＞ 1） 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体と各支所の所属長等との意見交換や勉強会への参加など、毎年度各支所において実施した。 さらなる自動車事故被害者等への情報提供の充実のため、国土交通省の政策レビュー（自動車事故被害者支援・救済の周知促進）に対応し、調査結果を通じて把握した課題について新規介護料受給者へのアンケート内容を変更し情報経路を詳細に分析した。 また、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実のため、各支所において、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図った。 2）さらなる情報提供の充実のため、国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している団体に対して令和 5 年度より毎年度相談支援実施料を適切に支給した。 さらに、相談支援実施団体からの要請を踏まえ、	＜評定と根拠＞ 評定：A 被害者団体等との意見交換や勉強会への参加等を積極的に行い、自動車事故被害者やその家族、遺族の置かれている状況の理解を深めた。 国土交通省の政策レビュー（自動車事故被害者支援・救済の周知促進）に対応し、調査結果を通じて把握した課題について新規介護料受給者へのアンケート内容を変更し情報経路を詳細に分析し、さらなる自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組んだ。 また、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動	評定	A	評定	
						＜評定に至った理由＞ 介護料受給者等からの相談対応や情報提供の充実を図るため、被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するための研修を毎年度実施している。研修修了者の割合については、各年度の目標値を大きく上回る実績を確保しており、令和 6 年度末時点で中期目標期間における目標値を既に達成するとともに、全支所への配置が実現している。引き続き養成を進めることで中期目標を大きく上回る実績を上げることが見込まれる。 さらに、毎年度各支所において、自動車事故被害者及びその家族・遺族で構成さ			

強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援する。 さらに、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の最終年度までに令和２年度末全職員の５０％以上とする。 【指標】 ・各支所の管轄する被害者・遺族団体との交流実施件数 ② 自動車事故被害者等から	相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組めます。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。 さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者を令和２年度末全職員の５０％以上とします。 ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院	か。 自動車事故被害者等からの利用促進を図るため、チラシ・ポスターを作製するとともに、ホームページ、機関誌「友の会だより」、「ほほえみ」やナスバ交通事故被害者ホットラインで、自動車事故被害者等に対する周知を行った。 また、令和７年度より全国の相談支援実施団体が一堂に会した意見交換会を実施し、相談事例の共有を図るとともに、今後の相談支援業務の充実に向けた意見交換を行った、 ① 介護料受給者等からの相談対応や情報提供の充実を図るため、被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するため、脳損傷や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護センターにおいて遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、介護物品等の知識を習得するための実技研修を毎年度実施。 ② コーディネーターは、令和７年度において１９１人となり、全支所への配置が実現。 研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援実施数及び訪問支援への満足度の向上にも貢献。 【令和２年度末全職員数に対する割合】 令和４年度 28.7% 令和５年度 45.0% 令和６年度 51.8% 令和７年度 56.5% さらに、上記被害者支援専門員（コーディネーター）のうち、より専門的かつ高度な知識を有する第Ⅱ種被害者支援専門員（コーディネーター）を養成する研修では、重度後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する専門家の講義である座学研修のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護施設（千葉療護センター及び岡山療護センター）において、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、	車事故被害者のニーズに応じた相談支援機能の強化と情報提供の充実に取り組むとともに、被害者支援専門員（コーディネーター）を養成し、２年前倒しでの中期計画の達成と通年での全支所への配置が実現したほか、自動車事故被害者等への相談対応を実施している団体に対して毎年度相談支援実施料を適切に支給した。 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスでは、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行ったほか、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、災害時には介護料受給者等に連絡し安否確認を行った。 令和８年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、Ａ評価とするものである。	れる団体との意見交換や勉強会に参加しているほか、新規介護料受給者へのアンケートにより、機構の存在を認知するに至った情報経路を詳細に分析し、自動車事故被害者等への情報提供のさらなる充実に取り組んでいる。 加えて、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携、国土交通省が選定した相談支援実施団体に対する業務実施料の支給を通じた相談支援体制の確保、交通事故被害者ホットラインにおける関係機関窓口の紹介等の総合的な情報提供、各主管支所の介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員による相談窓口の設置等、自動車事故被害者のニーズに応じた相談支援・情報提供を実施している。 以上のことから、中期目標を上回る実績を上げることが見込まれるため、「Ａ」評定とするものである。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・Ａ評定について異論はない。
--	--	--	--	---

	の問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な相談対応及び情報提供を的確に行う。 【指標】 ・ホットラインの相談件数(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均相談件数:2,151 件) ・在宅介護相談窓口における相談件数(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均相談件数：1,115 件)	等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行います。		看護物品等の知識の習得のための実技研修を毎年度実施した。 4) 交通事故被害者ホットラインにおいて、自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、ナスバの制度や他機関の相談窓口を紹介するなど、総合的な情報提供を毎年度行った。 5) 各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、介護料受給者等からの相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を毎年度実施。主な相談内容は「日常的な健康管理方法」、「ナスバの制度や取組」であった。 6) 災害時安否確認 災害安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、令和 4 年 8 月の新潟県・山形県の大雨、同年 9 月の台風 14 号の影響による鹿児島県・宮崎県の大雨、令和 5 年 5 月の石川県能登地方地震、7 月の福岡県・大分県の大雨、8 月の鳥取県の大雨及び令和 6 年 1 月の能登半島地震、令和 6 年 7 月の秋田県・山形県の大雨、8 月の日向灘地震、同月の台風 10 号による暴風、波浪、高潮特別警報、及び 9 月の能登半島豪雨、令和 7 年 8 月の鹿児島県大雨特別警報、12 月の青森県東方沖地震災害発生時に被災地域の受給者等に対し安否確認を実施。					
	① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同志の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。 なお、交通遺	① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。 ② 健全な育成に資するよう、交通遺児等のニーズを把握し、必要に応じて見直しを図り、通遺児家族	＜主な定量的指標＞ ・交通遺児家族等同志の交流会実施回数 ・交通遺児への精神的支援に関する評価度 ＜その他の指標＞ ・交通遺児等貸付実績（貸付人数及び貸付	＜主要な業務実績＞ 交通遺児等に対し、経済的支援を目的とした無利子貸付を毎年度実施した。 交通遺児等への生活資金の貸付のほか、効果的な精神支援のため、以下の取組を実施した。 1) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。 ① 交通遺児家族等同志の交流の場として「友の会の集い」、また保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、毎年度全国各支所において実施した。 【交通遺児家族等同志の交流会実施回数】 ・令和 4 年度 135 回	＜評定と根拠＞ 評定：B 交通遺児等に対し、経済的支援を目的とした無利子貸し付けを毎年度実施した。 また、交通遺児及びその保護者を対象とした「友の会」において「友の会の集い」「保護者交流会」を毎年全国各支所において実施するとともに毎年度「友の会コンテスト」を開催するなど交通遺児等の健全育成に向けた取組を通じ精	評定	B	評定	
						＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

	児家族等同志の交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。 ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。 ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。 【指標】 ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率：32.3%）	等同志の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的、かつ効率的に実施します。 なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数について、会員の存在する支所において年2回以上とします。 ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。	額) ・新規貸付人数 ・「友の会の集い」参加人数 ・調査票回収率 <評価の視点> ・精神的支援が効果的に実施されているか。	・令和5年度 144回 ・令和6年度 134回 ・令和7年度 124回 ② 交通遺児等の創作活動を通じた健全育成を目的とした「友の会コンテスト」（年度毎に絵画、書道、写真により実施）を実施。本部及び各主管支所等において表彰式を開催した。 3）交通遺児友の会会員に対するアンケート調査の結果、目標値の4.61以上を毎年度上回る評価を得た。 【交通遺児への精神的支援に関する評価度】 ・令和4年度 4.71 ・令和5年度 4.74 ・令和6年度 4.72 ・令和7年度 4.76	神的支援を効果的に実施した。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を十分達成しているものと判断し、B評価とするものである。		
--	---	---	---	--	---	--	--

	④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90%以上を確保する。 あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。	④ 適時適切な債権管理を行うために、早期の折衝や返還義務の周知徹底などを的確に実施し、債権保全・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図ります。	⑤ 適切な債権保全・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。	＜主な定量的指標＞ ・債権回収率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・貸付債権の適切な管理を行い、回収率 90%以上を確保するため、早期折衝等を行っているか。	〈主な業務実績〉 適切な債権管理と債権回収率 90%以上の確保に向け、以下の取組を実施した。 1) 債権管理規程等に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、毎年度債権分類に応じた目標折衝率を定め、早期の折衝を実施。 2) 早期折衝の実施のため、各主管支所に対し、毎年度被害者援護業務実施基準等を作成周知。 3) 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について毎年度審議し、その結果をホームページで公表。 【債権回収率】 令和4年度 92.9% 令和5年度 93.1% 令和6年度 93.3% 令和7年度 93.5%	〈評定と根拠〉評定：B 債権管理規程等に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、毎年度債権分類に応じた目標折衝率を定め、さらに各主管支所に対し、毎年度被害者援護業務実施基準等を作成周知することにより早期折衝の徹底等を図り、毎年度 90%以上の回収率を維持している。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。	評定	B	評定	
							＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	自動車アセスメント情報提供業務 効率的・効果的な試験・評価の実施、わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、困難度	・効率的・効果的な試験・評価の実施【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日決定）において令和 7 年までに世界一安全な道路交通の実現を目指し、24 時間死者数を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 人以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。 ・効率的・効果的な試験・評価の実施【困難度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 番号 004193

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標 期間最終年度 値）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
評価実施車 種の年間新 車販売台数 に対するカ バー率	中期目標期間 の各年度にお いて 80%以上	81.8%	81.9%	84.5%	83.3%	82.7%				予算額（千円）	1,065,000	1,110,000	1,448,061	1,802,033	
達成度	－	102.3%	102.4%	105.6%	104.1%	103.4%				決算額（千円） ※注 1～注 3	935,874	998,451	945,775	1,024,695	
ファイブス ター獲得車 種数	－	9 車種	7 車種	10 車種	4 車種	1 車種				経常費用（千円） ※注 1～注 3	963,651	1,026,953	990,271	1,057,346	
平均評価得 点	－	175.45	184.07	184.83	181.49	184.62				経常利益（千円） ※注 1～注 3	67,970	59,553	248,928	335,655	
最高評価得点	－	185.02	186.44	193.53	184.30	184.62				行政コスト（千円）	963,665	1,027,359	990,271	1,057,346	

	広報活動実施件数	中期目標期間 の年度毎に 50 件以上	66 件	79 件	108 件	102 件	91 件				従事人員数 ※注 4	319	333	332	336	
	達成率	—	132.0%	158.0%	216.0%	204.0%	182.0%									
	自動車アセスメントホームページアクセス件数	—	約 84 万件	約 71 万件	約 67 万件	約 58 万件	約 49 万件									
	自動車アセスメントパンフレット配布数	—	約 89 万部	約 83 万部	約 85 万部	約 84 万部	約 83 万部									

- ※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「自動車アセスメント情報提供業務」の実績額（自動車アセスメント情報提供業務全体の実績額）を記載。
- ※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
- ※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- ※注 4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					自動車アセスメント情報提供業務の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+A4点×2×1項目)÷(2項目+1項目)=4.00 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価	A	評価	
						【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+A4点×2×1項目)÷(2項目+1項目)=4.00 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 ＜評価に至った理由＞ 重要度、困難度をともに「高」と設定している「効率的・効果的な試験・評価の実施」については、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が、各年度において80%以上となっており、目標値を達成している。また、様々なイベントへのブース出展や関係機関と連携した全国的な広報活動を行い、実績件数は目標値(50件以上)を大きく上回っている。 上記を総合的に判断し、「A」評価とするものである。			

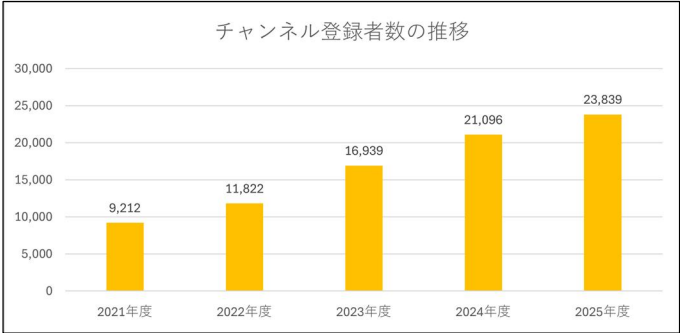
		評価	A	評価		
① 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下「ロードマップ」という。）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行うとともに、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価に取り組む。	① 公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。	＜主な定量的指標＞ ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率	＜その他の指標＞ ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数	＜評価の視点＞ ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。 ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。 ・自動車アセスメントのロードマップに基づく取組を行っているか。 ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。 ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80％以上になっているか。	〈主要な業務実績〉 1) 安全な車の選択・開発促進のための試験・評価の実施 効率的かつ公正な自動車アセスメントの実施により、令和7年度末時点で延べ自動車安全性能評価43車種（内訳：総合評価計39車種、2シート車種計4車種）、チャイルドシート安全性能評価23製品について試験を行い、評価を実施し、ユーザーがより安全な車を選択できるようにした。 最高評価であるファイブスター獲得車種数は令和7年度末時点で述べ22車種になり、また、ファイブスターの平均評価得点数、最高評価得点は、高いレベルが維持されている。 令和7年度については、特別に2シート車種の4車種について試験を行った結果を公表することとした。	
	② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技	② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目				2) 制度充実のための取組・情報共有 ロードマップに基づき、以下の安全性能の高い装置等に関して、評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行った。 ・衝突被害軽減ブレーキ（対自転車）（令和4年度導入） ・衝突被害軽減ブレーキ（交差点、対車両・右直）（令和6年度導入） ・衝突被害軽減ブレーキ（交差点における歩行者・右左折）（令和6年度導入） ・新オフセット前面衝突試験（令和6年度導入） ・歩行者脚部保護試験の評価対象部位の拡大（令和6年度導入） ・衝突被害軽減ブレーキ（交差点における出会い頭）（令和8年度導入） ・衝突被害軽減ブレーキ（交差点における対二輪車・右直）（令和8年度導入） また、「自動車アセスメントロードマップ」の議論を進める際、試験の経験を最も有する立場として自動車アセスメント評価委員会を含めた様々な議論の場に参画に、次なる自動車アセスメント評価検討会の検討事項として盛り込むべき内容を提案した。
		〈評価と根拠〉 評価：A 中期目標において設定した数値目標を達成している。 また、数値目標以外の項目についても、着実に業務を遂行している。 令和8年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。	＜評価に至った理由＞ 効率的かつ公正な自動車アセスメントの実施により、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、困難度が「高」に設定されているところ、各年度において80％以上となり、ユーザーが安全な車を選択するための有用な情報を提供している。 【年間新車販売台数に対するカバー率】 ・令和4年度 81.9% ・令和5年度 84.5% ・令和6年度 83.3% ・令和7年度 82.7% また、最高評価であるファイブスター獲得車種数は令和7年度末時点で延べ22車種になり、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進に寄与している。 さらに、「自動車アセスメントロードマップ」の議論を進める際、試験の経験を最も有する立場として自動車アセスメント評価委員会を含めた様々な議論の場に参画するとともに、国際会議等の場において、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報共有を実施し、将来的な試験・評価の検討においても大きく貢献している。 以上のことから、所期の目標を達成しており、今後もこれらの取組が着実に継続			

	術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のため、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護の評価方法の策定のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。 【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日決定）において令和7年までに世界一安全な道路交通の	の充実等のための検討を行います。具体的には、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護などの評価方法の策定のための検討を行います。 また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。 ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自	具体的には、Euro NCAP で 2024 年から開始されたばかりの商用車アセスメントに関する情報収集を行い、国土交通省へ情報共有を行った結果、「自動車アセスメントロードマップ 2025」において、我が国の自動車アセスメントの歴史で初めて「商用車」に対する自動車アセスメント、即ち「より安全な商用車の普及対策」の検討が盛り込まれた。これにより、新たに令和8年度以降における商用車に係る技術検討ワーキンググループの立上げが決定した。 グローバル NCAP 会合をはじめ、国際会議等の場において、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報共有を実施した。 3) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、各年度において 80%以上となった。 ・令和4年度 81.9% ・令和5年度 84.5% ・令和6年度 83.3% ・令和7年度 82.7%		されることが見込まれる。 また、当該評価項目の困難度が「高」に設定されていることも踏まえ総合的に勘案した結果、「A」評定とするものである。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・ A 評定について異論はない。	
--	--	--	---	--	---	--

	実現を目指し、24 時 間 死 者 数 を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車 が市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。	動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において 80%以上となるようにします。					
	③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において 80%以上とする。 【困難度：高】						

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。								
④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等をパンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。 同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活	④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ、SNS 等において分かりやすく表示するとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。 同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよ	＜主な定量的指標＞ ・広報活動実施件数 ＜その他の指標＞ ・自動車アセスメントホームページアクセス件数 ・自動車アセスメントパンフレット配布数 ＜評価の視点＞ ・ユーザーのニーズに沿った分かりやすい情報提供がなされているか。	〈主要な業務実績〉 自動車等の安全性能の評価結果等をわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に情報提供をこれまで以上に行うため、以下の取り組みを実施した。 1) パンフレット、ホームページの改善等 ・「自動車安全性能 20XX」等の各種パンフレットや広報用チラシを多部数作成して全国各地へ幅広く配布するとともに、二次元バーコードの記載により最新の Web 情報への円滑なユーザー誘導を推進した。またパンフレット配布数は各年度約 83 万～85 万部と高水準を維持した。 ・令和 6 年度に評価試験が開始となった「新オフセット前面衝突試験」については、一般ユーザーに導入の背景や目的、期待される効果等を正しく理解してもらうため、同試験の狙いを図や言葉でわかりやすく伝える解説チラシを作成した。特に、“自車の被害を防ぎ、そして相手車の被害も防ぐ”という新たな考え方を一般ユーザーのクルマ選びにも普及させていくため、端的に表現できる「共存性能」という言葉をチラシ等に掲載し、また、多くの人に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、同チラシ等を各イベント等において広く配布する広報活動を実施した。 ・令和 5 年度において、ホームページ改善として、「守る」ページのトップページの見直	〈評定と根拠〉 評定：A 中期目標において設定した数値目標を大きく上回る高い水準で推移している。 また、数値目標以外の項目についても、積極的に新たに取り組む、業務を遂行している。 令和 8 年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A 評定とするものである。	評定	A	評定	
＜評定に至った理由＞ 「自動車アセスメント表彰式」の開催や、「ジャパン・モビリティ・ショー」、「F1 FAN FESTIVAL」といった自動車関心層向けのイベントにおけるブース出展を実施した他、「広島城オイスターフェス」等にも初出展し、幅広い層へのリーチを図った。 また、消防機関等で行われたレスキュー訓練に自動車アセスメントで使用した試験済み車両を提供し、テレビ・新聞等の多くの報道機関からの取材・関心を獲得し、効果的な広報につなげた。 さらに、各都道府県のトラック協会、警察、JAF 等の関係団体と緊密に連携し、地方の交通安全関連イベント等での広報活動を全国的に展開した。 これらの取組により、広報活動実績件数は目標（50 件以上）を大きく上回る水準								

	動により自動車ユーザー等に発信する。 なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を 50 件以上とする。	う、パンフレット、ホームページ等により自動車ユーザー等に伝えます。 なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を 50 件以上とします。	しを行った。具体的には、令和 4 年度までは同トップページは検索画面であったが、ページ訪問者の利便性向上のため、令和 5 年度の結果公表時から同トップページに評価結果を公表した車種の結果ページへのリンクを掲載することとした。これにより、一々検索せずとも最新の結果を確認できるようにした。なお、「主要なアウトプット（アウトカム）情報」における「自動車アセスメントホームページアクセス件数」が減少傾向となったのは、試験車種数の減少も大きな要因ではあるものの、上記見直しに伴い、アクセス数を主にカウントしていた検索画面のページが経由されなくなったことによるもの。 一方で、自動車アセスメント部 YouTube チャンネル(自動車アセスメント公式チャンネル【ナスバ】)の登録者数は、年度毎に増加していることから（下図参照）、多くの自動車ユーザーに関心を持っていただいていると推測できる。		で推移した。 【広報活動実施件数】 ・令和 4 年度 79 件 ・令和 5 年度 108 件 ・令和 6 年度 102 件 ・令和 7 年度 91 件 また、各種パンフレットや広報用チラシを全国各地へ幅広く配布するとともに、自動車アセスメント部 YouTube チャンネル(自動車アセスメント公式チャンネル【ナスバ】)については、内容充実により登録者数が増加している。 以上のことから、所期の目標を上回る実績を上げており、今後もこれらの取組が着実に継続されることが見込まれるため、「A」評価とするものである。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・ A 評価について異論はない。	
--	---	---	---	--	--	--



※登録者数は各年度末時点の数字

- ・令和 7 年度においても、ナスバ HP「守る」ページのデザイン・検索機能について検討し、高齢者や一般ユーザーの利便性向上に向けた改善要件を策定した。
- ・イベント来場者アンケートのデータベース化と、傾向分析が可能な「アンケートシステム」を構築した。
- ・子育て世代向けにマタニティ専門誌や妊婦向けアプリ「ninaru」に広告を展開し、有効な訴求を図った。

			・専門的なロードマップのパネル化や、一般・職員向けの「漫画冊子」の新規制作により、分かりやすい広報ツールを拡充した。 ・「ファイブスター大賞」のロゴマークを識別性の高い重厚なデザインに刷新した。 ・大賞の注目度向上のため、車種別評価の随時公表時は点数を非表示とし、受賞車種を表彰式（令和 8 年 5 月）で一括発表する試行的取り組みを開始した。 2）発表会等の開催による広報活動 ・毎年度、「自動車アセスメント表彰式」を開催した。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でオンライン方式にて、令和 5～7 年度は報道関係者を会場に招いたハイブリッド方式にて行い、YouTube で配信した。あわせて試験済み車両、新たに導入した評価項目のアルミハニカム、パネル等を展示し多角的に発信した。 ・令和 5 年度に 4 年ぶりの開催となった「ジャパン・モビリティ・ショー2023」へ出展し、衝突試験車両へのダミー搭載展示及び評価試験映像の放映、報道関係者向けプレスブリーフィング等を実施した。 ・続く名古屋、大阪、福岡及び札幌での地方モビリティショーへも参加した。この際、主管支所と本部の連携による出展内容の統一、これに伴う出展費用の削減、準備作業の効率化及び全国的な広報活動の効果的な展開を行った。 ・令和 7 年度に「ジャパン・モビリティ・ショー2025」へ出展するとともに、続く名古屋、大阪、福岡及び札幌での地方モビリティショーへも出展し、実物大模型を用いた新概念「共存性能」の周知及びパンフレット等の配布による広報活動を行った。 ・令和 5 年 4 月にパシフィコ横浜ノースで開催された、自動車の安全技術に関する国際会議である「第 27 回 ESV 国際会議」において JNCAP ブースを出展し、衝突安全性能評価を実施した車両の展示、ポスター展示等による安全性能評価の説明及び試験映像の放映を			
--	--	--	---	--	--	--

			行った。 - 令和4年度及び令和6年度に報道関係者を対象とした試験のデモンストレーションを計2回実施した。令和4年度には、新たに評価項目として導入した自転車対応の「被害軽減ブレーキ試験」の様子を（一財）日本自動車研究所つくば研究所で公開し、希望する参加者に対して試験車両への体験搭乗を行った。また、令和6年度には、「新オフセット前面衝突試験」の様子を同所で公開した。その後日には同衝突試験のデモンストレーションの様子がわかるダイジェスト版映像を作成し、SNS（X 及び Facebook）を活用して幅広い層へ周知を図るための広報活動に取り組んだ。 - 令和7年度には、「F1 FAN FESTIVAL」等の自動車関心層向けイベントへの参画に加え、関心の薄い層の開拓として自動車に直接関心を持たない層にも幅広く情報を届けることを目的に一般来場者が多く集まる大規模地域フェス（広島城オイスターフェス）へ初出展し、幅広い層へのリーチを図った 3）全国組織を活用した各地での広報活動 - 令和6年度の新たな広報活動として、城里や高松の消防機関等で行われたレスキュー訓練に対し、自動車アセスメントで使用した試験済み車両を提供した。これにより、構造が複雑化した最新車両の事故を想定し、リアルに変形した車両を活用した実践的な救助訓練を可能とした。また、高松主管支所等での訓練公開にあたっては、アプローチシートの作成や個別説明を組み合わせたコンパクトなイベント構成とする工夫により、テレビ・新聞等の多くの報道機関からの取材・関心を獲得し、効果的な広報に繋げた。 - 各都道府県のトラック協会、警察、JAF 等の関係団体と緊密に連携し、地方の交通安全関連イベント等での広報活動を当初計画を大幅に上回る規模で全国的に展開した。その際、試験済み車両を用いた展示ブースを各地で精力的に出展し、来場者の関心を集めた。			
--	--	--	---	--	--	--

			・自動車販売店や整備事業者に加え、「チャイルドシート安全比較 BOOK」を産婦人科や小児科の病院等へも配布拡大し、必要とする層へ直接情報を届けるルートを強化した。 ・ファイブスター大賞発表から秋冬の評価結果公表までの情報空白期間を埋めるため、令和7年度においては、警察・消防によるレスキュー訓練（ナスバが試験済み車両を提供）の動画や、スマホ向け「縦型・30秒以内」のショート動画を公式 YouTube や X（旧 Twitter）で継続的に公開・発信した。 ・地方主管支所等の職員向け「一般研修」の一部に初のWeb形式を導入して業務負担の軽減と参加促進を図る一方、実務体験を含む「専門研修」を新設することで、専門的な説明や指導が可能な中核人材の育成と組織全体の広報能力の底上げを推進した。 以上の取り組みにより、広報活動実績件数は目標「50件以上」に対し全年度で150%以上の達成率を記録し、目標を大きく上回る極めて高い水準で推移した。 ・令和4年度 158.0% ・令和5年度 216.0% ・令和6年度 204.0% ・令和7年度 182.0%			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－1	業務改善の取組 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。	＜主要な業務実績＞ ・令和4年度において、新型コロナウイルス感染防止対策及び今後のデジタル化の対応に向け、必要な情報を効率的に提供するための情報端末を活用して、介護料受給資格者に対するリモートによる訪問支援を新たに実施して、コロナ禍においても安心して介護料受給資格者への支援ニーズの把握や相談対応を効率的に実施可能とする環境整備を図った。さらに、各種会議・研修等をWEB会議で実施することによって、新型コロナウイルス感染防止対策に努めるとともに、業務運営の効率化や費用の削減を図った。 ・令和5年度において、効率的な業務運営を図るため、「コンプライアンス推進・人材開発グループ」と全主管支所に配置した主管支所次長が連携し、業務適正化業務において規程等との適合性のみならず、業務の効率化や有効性の観点から業務遂行状況を確認し、創意工夫や無駄を省く意識を維持し続けるための助言や指導を行うなどにより、業務改善を推進した。 ・また、全てのサーバ類をクラウド化した基幹システム（メール・ファイルサーバ等）を活用し、全職員に対し、持出し可能な業務用パソコンを導入し、介護料受給者に対する訪問支援業務や外部で実施する安全指導業務にデータを個別に保有することなくクラウドサーバにアクセスし、必要なデータをオ	＜自己評価＞評価：B 令和8年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。	評価	B	
						＜評価に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

			ンタイムで活用することなどにより業務の効率化を図った。また、各種会議、研修等において各職員の業務用パソコンを活用することにより資料のペーパーレス化の促進を図った。 ・令和6年度において、ナスバの広報業務の効率的な業務運営を図るため、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施し、業務上必要な知識を習得させ、かつ、広報イベントの運用マニュアルを策定することで、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できる体制を構築した。 ・また、今後のデジタル化に対応し、業務の効率化を図るため、運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習、貨物軽自動車運送事業者を対象とした貨物軽自動車安全管理者講習において、「eラーニング方式」による講習（eナスバ）を導入した。これにより、会場予約や配布資料準備等の事務作業が不要となり、手数料収受や修了証明書の発行等の業務が電子化されることで講習業務の負担が大幅に軽減されるとともに、受講者にとっても会場までの移動時間が削減されスキマ時間での受講が可能となるなど、利便性の向上を図った。 ・加えて、ナスバが開催する「ナスバ安全マネジメントセミナー」に遠方の事業者でも参加（視聴）できるよう、対面型に加え、オンライン配信によるハイブリット方式を取り入れ（参加申込者については後日アーカイブ配信を実施）、事業者配慮した参加者対応を行った。 ・さらに、介護料ポータルサイトの導入により、介護料受給者が介護料請求状況の確認、機関誌「ほほえみ」・「介護料受給の手引き」の閲覧がスマホやタブレットから行えるなど利便性が向上し、かつ、年間請求件数の大部分を占める下限額の請求について、オンライン請求が可能となったことで職員の業務効率化を図った。 ・令和7年度において、「コーポレートカード」（法人名義のクレジットカード）を導入することにより、経理手続きの簡素化を実現するとともに、生成AIのアカウントを導入する等、職員の業務効率化に係る取り組みを実施した。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－2	業務改善の取組　一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費予算額、 決算額	—	—	（予算額） 243 百万円 （決算額） 242 百万円	（予算額） 236 百万円 （決算額） 235 百万円	（予算額） 228 百万円 （決算額） 228 百万円	（予算額） 220 百万円 （決算額） 220 百万円		
	一般管理費削減割合、削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、令和 3 年度比で 15% 以上削減	—	（計画） 令和 3 年度予算の 3.0%以上に相当 する額を削減 8 百万円 （実績） 3.44% 9 百万円	（計画） 令和 4 年度予算の 3.09%以上に相当 する額を削減 8 百万円 （実績） 3.38% 8 百万円	（計画） 令和 5 年度予算の 3.19%以上に相当 する額を削減 8 百万円 （実績） 3.22% 8 百万円	（計画） 令和 6 年度予算の 3.30%以上に相当 する額を削減 8 百万円 （実績） 3.39% 8 百万円		
	達成度	—	—	114.5%	109.5%	101.02%	102.65%		
	業務経費予算額、決 算額	—	—	（予算額） 3,524 百万円 （決算額） 3,519 百万円	（予算額） 3,452 百万円 （決算額） 3,450 百万円	（予算額） 3,380 百万円 （決算額） 3,376 百万円	（予算額） 3,308 百万円 （決算額） 3,307 百万円		
	業務経費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、令和 3 年度比で 10% 以上削減	—	（計画） 令和 3 年度予算の 2.0%以上に相当 する額を削減 72 百万円 （実績） 2.12% 76 百万円	（計画） 令和 4 年度予算の 2.04%以上に相当 する額を削減 72 百万円 （実績） 2.10% 74 百万円	（計画） 令和 5 年度予算の 2.08%以上に相当 する額を削減 72 百万円 （実績） 2.21% 76 百万円	（計画） 令和 6 年度予算の 2.17%以上に相当 する額を削減 73 百万円 （実績） 2.17% 73 百万円		
	達成度	—	—	105.9%	103.0%	106.3%	101.80%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で10%以上削減する。	② 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減します。	③ 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で10%以上削減します。	④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に	② 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減します。	③ 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で10%以上削減します。	④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に	② 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減します。	③ 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で10%以上削減します。
	③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推								

	進について」 （平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交	つについて」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。 具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。 また、企画競					
--	---	---	--	--	--	--	--

	付金の適切かつ効率的な使用に努める。	争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。					
--	--------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－3	外部評価の実施、公表		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
							評価	B	評価
	④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注6）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注6）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。	＜主要な業務実績＞ ・令和4年度から令和7年度において、外部有識者による「業績評価等のためのタスクフォース」を毎年度2回開催した。 ※令和4年度：6月、11月 令和5年度：6月、11月 令和6年度：6月、12月 令和7年度：6月、12月 ・6月は前年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。 ・11月又は12月は当該年度の上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。		＜自己評価＞評価：B 令和8年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。	＜評価に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年	＜主要な業務実績＞ 第5期中期計画期間を通じ、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について計画的に検討・改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図った。 1. 基幹システムのクラウド化・デジタル基盤の整備 ・基幹システム（メール・ファイルサーバ等）を全てクラウド化し、適切な整備を実施した。BYOD (Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）の導入により出張時等のメール・掲示板利用を可能とし、業務運営の効率化に資する環境を整備した。 ・持出し可能な業務用パソコンを全職員等に導入し、訪問支援業務や安全指導業務において、外出先でも活用できるようにした。 ・クラウドサービス及びチャット形式を活用し、業務運営の効率化を推進した。 2. 業務システムの新規導入・更改 ・文書管理システムを新規導入し、法人文書の一元管理により決裁文書の電子化（ペーパーレス化）を推進した。 ・人事給与システム・勤怠管理システムを更改し、給与明細や年末調整のWEB化、勤怠管理の効率化を実現した。 ・財務会計システムによる公印の電子化運用を開始	（評定と根拠）評定：B 業務のデジタル化及びシステムの最適化については、第5期中期計画期間を通じ、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について計画的に検討・改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図り、職員等から「決裁の迅速化やペーパーレス化による業務効率化」「受給者の問い合わせ件数減少による業務負担軽減」「外出時の情報確認やスケジュール管理の利便性向上」等の意見が寄せられ、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。	評定	B	評定	
						＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

			12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を図っているか。	し、請求書発行業務の効率化を実現した。 ・eラーニング方式による講習（eナスバ）を導入し、指導講習業務の大幅な軽減とユーザー利便性向上を実現した。 ・介護料システムを更改し、介護料受給者の電子申請や請求状況確認を可能とし、利便性向上と職員等の業務効率化を実現した。介護料ポータルサイトを導入し、介護料受給者のオンライン請求を可能にした。 ・貸付・債権管理システムの機能改善により、折衝記録入力や消滅時効管理の効率化を図った。 3. WEB会議システム・テレワーク環境の活用 ・WEB会議システムを組織内外の会議・研修のみならず日常的な業務打合せに活用し、業務の簡素化・効率化を促進した。テレワークシステムの運用により、働き方改革とワークライフバランスの推進を図った。 4. ホームページ等のアクセシビリティ向上・情報発信強化 ・音声読み上げ、文字拡大、ルビ振り等の機能を追加し、障害者・高齢者等誰もがアクセスできる環境を整備した。Facebook、YouTube、X（旧Twitter）を活用した利用者への情報提供充実・強化を継続実施した。 5. システム最適化体制の維持 ・最高情報セキュリティアドバイザーにシステム専門知識を有する職員を配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認、最適化に関する助言を行う体制を維持した。情報システム台帳や契約状況一覧表による一元管理を継続し、システム改修の機会を捉えた最適化を推進した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。	独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を実施しているか。	<主要な業務実績> ・各年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。 ・運営費交付金額の算定について、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施した。	<評定と根拠>評定：B 収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行っており、着実な実施状況にあると認められ、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったところであり、令和8年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評定	B	評定	
						<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

	また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。					
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	自己収入等の拡大		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	療護センターにおける外部検査受入件数	－	10,149 件	6,203 件	6,031 件	6,737 件	7,091 件		
	療護センターにおける外部検査収入	－	110 百万円	75 百万円	73 百万円	77 百万円	76 百万円		
	自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数	－	3 車種	4 車種	5 車種	1 車種	0 車種		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・療護センターにおける外部検査収入 ・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実車種数 ＜評価の視点＞ ・高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確	〈主な業務実績〉 外部検査の受託について、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET 等）を活用した外部検査の受入に努めている。 中部療護センターに隣接していた病院が令和4年1月に移転したため、前中期目標期間最終年度値に比して外部受託件数の大幅な減少につながっている。各療護センターにおける積極的な周知活動を行った結果、一定の成果に繋がった。これに伴い令和7年度までに 300 百万円の自己収入を確保した 【外部検査受託件数】 令和4年度 6,203 件 令和5年度 6,031 件 令和6年度 6,737 件 令和7年度 7,091 件	〈評定と根拠〉評定：B 外部検査の受託については、地域医療への貢献のため積極的に検査受入に努め、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を確実に継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに、自動車メーカー等からの委託試験は引き続き行われて	評定	B	評定	
						＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

	業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。	業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。	保といった取組が着実になされているか。 ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。 ・メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。	安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を継続して提供する観点から、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を確実に継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。 自動車メーカー等からの委託試験について、令和7年度までに10車種を実施した。	いることから、令和8年度においても計画を着実に実施する見込みである。 以上により、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。		
--	--	--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。	＜主要な業務実績＞ ・保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討を実施した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を実施するとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施しており、令和8年度においても、計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評価	B	評価	
						＜評価に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

4. その他参考情報									
特になし									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
		予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 短期借入は行わなかった。		<評定と根拠> －	評定	－	評定
							－		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
		なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。		<評定と根拠> －	評定	－	評定
							－		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
		なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。		<評定と根拠> －	評定	－	評定
							－		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
		利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。		<評定と根拠> －	評定	－	評定
							－		

4. その他参考情報						
目的積立金等の状況						
(単位：百万円、%)						
		令和4年度末 （初年度）	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 （最終年度）
前中期目標期間繰越積立金		718	717	717	717	
目的積立金		－	－	－	－	
積立金			91	758	1,276	
			－	－		
その他の積立金等		－	－	－	－	
運営費交付金債務		21	591	913	3,583	

当期の運営費交付金交付額(a)	7,679	9,626	10,395	12,140	
	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率 ((b) ÷ (a))	—	—	—	—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（1）内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充実及び監事機	（1）内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。 ・適切な情報セキュリティ対策がPDCAサイクルにより運用さ	内部統制の充実強化については、第5期中期計画期間を通じ、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」を踏まえ、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、継続的な見直しを実施した。 1. 業務運営方針等の見直し・周知 ・第5期中期計画における機構の方向性を示した「NASVAWAY2026」を新たに策定し、理事長自らの周知を含め、各種研修・会議体・法人内電子掲示板システム等により浸透を図った。 ・「ナスバ人材育成方針」を抜本的に見直し、人事異動の基本的考え方を明確化した。同人材育成方針について、見直しを行い、随時改定した。 ・タグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を制定し、組織の思いやビジョンを端的に表現したメッセージとして発信した。 ・エンゲージメントサーベイ（意識調査）を実施し、組織課題の可視化と改善に活用した。	（評定と根拠）評定：B 内部統制の充実強化については、第5期中期計画期間を通じ、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」を踏まえ、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、継続的な見直しを実施し、中期計画を着実に達成した。 情報セキュリティ対策については、第5期中期計画期間を通じ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」への準拠を踏まえ、情報セキュリティ対策の更		B		
						<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

	能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。 さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。 また、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 （２）情報セキュリティ対策 「サイバー	及び人材育成担当）や関連部署との連携により、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。 さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、	れて見直しが図られているか。	２．組織体制の整備・強化 ・コンプライアンス推進・人材開発グループと主管支所次長の連携体制を維持し、本部・地方機関一体となったコンプライアンス推進及び人材開発に取り組む体制を整備した。内部監査室長の専任化を継続した。 ・コンプライアンス推進・人材開発グループを企画部から総務部に移管し、総務グループ・人事グループと有機的に連携する体制を整備した。 ・総務・企画部門の審議役及び全主管支所に機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を配置し、内部統制体制の強化を図った。 ３．コンプライアンスの徹底 ・本部の部署単位または支所単位ごとに、コンプライアンス徹底のための行動目標を設定し、ミーティング・個別面談等で取組状況を振り返り、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。 ・「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」を毎年度実施し、コンプライアンス委員会で課題の抽出と対策を検討した。 ・法人内電子掲示板システムに最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、ルールをすぐに確認できる仕組みを維持した。 ４．ハラスメント防止 ・管理職を対象にアンガーマネジメント研修を実施し、管理職が講師となり全職員等に対しハラスメント防止研修を実施した。 ・全職員等を対象としたハラスメント防止研修を継続実施した。e ラーニング、自己チェック、職場環境匿名アンケートを組み合わせた意識付けを実施した。 ・法人内電子掲示板システムに「一般的なハラスメント事例」を毎月掲示し、継続的な意識付けを実施した。 ５．リスク管理の強化 ・リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの発生状況・内容・原因・再発防止策等を評価した。優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）の見	なる推進に取り組み、中期計画を十分に達成しているものと判断し、Ｂ評価とするものである。		
--	--	--	-----------------------	--	--	--	--

	セキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。	全役職員間で共有することを徹底します。また、現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。 (2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。 また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への		直しを実施した。 ・顕在化したリスク情報は月毎に取り纏め、法人内電子掲示板システムで横展開し、「他山の石」として研修資料や注意喚起資料として活用した。 ・管理職を対象としたリスクマネジメントに関するeラーニングを毎年度実施し、リスク管理の強化を図った。 6. 内部統制に係る職員等への教育の充実 ・新規採用職員研修、階層別職員研修、管理職研修、標的型メール攻撃訓練、各種eラーニング(就業規則、ハラスメント防止、コンプライアンス、個人情報保護・情報セキュリティ、リスクマネジメント等)を計画的に実施した。 7. 内部統制のモニタリング・内部監査等の強化 ・内部統制推進責任者会議を毎年度開催し、各主管支所の災害対策やリスク管理の取組についてモニタリングを実施した。内部統制委員会において、取組状況を審議し、次年度の取組方針を決定した。 ・会計内部監査、業務内部監査、監事監査を計画的に実施し、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。内部監査において、管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒアリングを重点的に実施した。 8. 監事機能の実効性の向上 ・定期的に理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。 情報セキュリティ対策については、第5期中期計画期間を通じ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」への準拠を踏まえ、情報セキュリティ対策の更なる推進に取り組んだ。 1. 情報セキュリティに係る教育・訓練の実施 ・全役職員等に対して情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえたeラーニングを毎年度実施した。			
--	---	---	--	--	--	--	--

		防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。		・PC へのウイルス感染を狙うメールを想定した標的型メール攻撃訓練を毎年度実施し、標的型メールの認識や不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を実施。開封者や未報告者に対しては再教育を実施した。 ・情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）所属職員に対し、インシデント発生の未然防止に関する訓練を実施した。 2. 情報セキュリティ関連規程類の整備 ・情報セキュリティ関連規程類について、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」へ準拠するための改正を行い、情報セキュリティの強化を図った。 3. 情報セキュリティ委員会の定期的な開催 ・情報セキュリティ委員会・保有個人情報等の適切な管理のための委員会を定期的に開催し、標的型メール攻撃訓練の結果や課題を共有するとともに、情報セキュリティに係る取組状況を確認・審議した。 4. 機構内各種システムの統制強化 ・情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できる体制を強化した。 ・最高情報セキュリティアドバイザーの下、各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理する体制を維持した。 5. 情報漏洩等の防止対策 ・「パソコンの持出しに関する5則」を定め、全てのサーバ類をクラウド化した基幹システムを活用し、データを個別に保有することなくクラウドサーバにアクセスする仕組みを構築した。			
--	--	---	--	---	--	--	--

			6. 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による監査への対応 ・サイバーセキュリティ基本法に基づき実施された「ペネトレーションテスト（侵入テスト）」及び「マネジメント監査」の指摘事項に適切に対応した。 7. 個人情報保護・情報セキュリティに関するeラーニングの実施 ・全役職員等を対象として個人情報保護・情報セキュリティに関するeラーニングを毎年度実施し、情報セキュリティ意識の向上を図った。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和４年度）4－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 189

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・中期計画及び年度計画に沿って適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるとなっているか。	<主要な業務実績> 計画に基づき、以下のとおり、施設・設備の整備を順次行った。 (令和４年度) ・東北療護センター 核医学画像診断装置（SPECT）更新 中央監視装置更新 (令和５年度) ・千葉療護センター X線透視システム更新 ・東北療護センター 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新 受電設備高圧機器更新工事 嚥下機能評価のためのレントゲン透視装置 ・岡山療護センター 中央監視装置更新 蒸気ボイラー更新 自動ジェット式超音波洗浄装置更新 ・中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステム更新	<評定と根拠>評定：B 中期計画に基づく設備等について、各年度の計画に沿って適切に整備し、調達に当たっては必要性を厳正に検証し会計規程に則って公正性・透明性を確保しており、令和８年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評価	B	評価	
						<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

				X線TV更新 中央監視装置系統リモートユニット交換 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新 （令和6年度） ・千葉療護センター 建替え設計 ・岡山療護センター 医療ガス配管設備更新 直流電源装置及び始動用蓄電池更新 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新 電動型昇降浴槽更新 ・中部療護センター 貫流ボイラー更新 O-15ガス純度測定装置等更新 病棟浴槽等更新 （令和7年度） ・千葉療護センター 医用画像診断支援システム（PACS）更新 デジタル脳波計更新 エレベータの制御盤更新 生化学自動分析装置更新 ・東北療護センター 貫流ボイラー更新 デジタル脳波計更新 ・岡山療護センター 核医学画像診断装置（SPECT）更新 X線画像診断装置更新 厨房修繕工事 ・中部療護センター X線撮影装置更新 高圧蒸気滅菌装置更新 ポジトロン断層撮影装置（PET）更新 避難スロープひび割れ補修工事			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3－1	人事に関する事項 人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
							評価	B	評価
	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数） <評価の視点> ・給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表しているか。	<主要な業務実績> 給与水準については、第5期中期計画期間を通じ、役職員の給与水準を国家公務員の給与水準と比較し適正な水準となるよう努めた。また、その結果を公表し、公共性の高い事務・事業を行う独立行政法人としての透明性の確保に努めた。		<評価と根拠>評価：B 給与水準については、第5期中期計画期間を通じ、毎年度、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、適時、役職員の給与規程を見直すなど、国家公務員の給与水準に準拠した給与水準となるよう適正化を図っていることから、中期計画を十分に達成するものと判断し、B評価とするものである。	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

	改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3－2	人事に関する事項 人材の活用・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに将来を担う職員の資質の向	産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに将来を担う職員の資質の向	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・「ナスバ人材育成方針」を随時改訂し、次代のナスバを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、能力・実績を適	＜主要な業務実績＞ 人事に関する事項については、第5期中期計画期間を通じ、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえた適正な給与水準となるよう厳しく検証し、見直した。 1. 国家公務員給与法改正への準拠 ・役員報酬、職員の俸給月額を引き上げを実施。 ・役職員賞与の引上げを実施。 2. 給与水準（ラスパイレス指数）の適正化 ・国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、ラスパイレス指数（年齢勘案）は適正な水準を維持。 3. 透明性の確保 ・役職員の給与水準について国家公務員の給与水準と比較し適正な水準となるよう努めるとともに、その結果を公表し、公共性の高い事務・事業を行う独立行政法人としての透明性の確保に努めた。 人材の活用・育成については、第5期中期計画期間を通じ、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格取得を促進し、それらの職員の活用を図るとと	＜評定と根拠＞評定：A 人事に関する事項については、第5期中期計画期間を通じ、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえた適正な給与水準となるよう厳しく検証し、その検証結果や取組状況を公表した。 人材の活用・育成については、第5期中期計画期間を通じ、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格取得を促進し、それらの職員の活用を図るとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行った。また、「ナスバ人材育成方針」を随時改定し、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組	評定	A	評定	
						＜評定に至った理由＞ 人材の活用・育成については、被害者支援専門員（コーディネーター）養成研修を推進するとともに、産業カウンセラー資格の取得や介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)の受講を積極的に推進することにより、専門的な知識を有する人材の育成を図っている。 また、「ナスバ人材育成方針」の見直しや各種研修の充実を図るとともに、国との人事交流や社会人経験者採用を継続して実施するなど、多様な人材の確保及び育成に取り組んでいる。 さらに、全国採用担当者会議の設置、若手職員による採用プロジェクトチームの運営、インターンシップの実施等により採用活動を強化する			

	上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。	画の策定により職員の資質向上・ノウハウの取得を促進するなど育成強化を図ります。さらに、多様な経験・研鑽による人材育成、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用することにより、人材の有効活用を図ります。 これらの取組が有効に行われるよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長（業務適正化及び人材育成担当）や関係部署との連携により実施していきます。	正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図っているか。 ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。 ・事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。 ・全職員を対象に個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT等を実施し、職員の資質向上やスキルアップを図っているか。 ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。	もに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行った。「ナスバ人材育成方針」を随時改定し、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図った。 1. 資格取得の促進と人材の有効活用 ・産業カウンセラー資格取得を促進した。本部が知識向上に繋がる資料等を準備して周知するとともに、各職場において自己研鑽しやすい環境を整備した。 ・産業カウンセラー資格取得者には、第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に配置した。 ・介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）についても積極的に受講を推進した。 2. 採用活動の拡充・優秀な人材の確保 （1）新規採用 ・「大学への採用活動取組 Q&A」を作成し、主管支所等が管内地元大学を積極的に訪問した。企業研究会や企業説明会に参加し、リクルート活動を強化した。 ・ホームページの採用コーナーを根本的に見直し、先輩からのメッセージを増やすとともに、新人職員による理事長インタビューを取り入れ、ナスバの魅力発信を実施した。 ・「全国採用担当者会議」を設置し、ナスバオールで統一的かつ戦略的な採用活動を推進した。 ・遠方受験生の負担に配慮し、オンラインでの面接を実施した。 ・インターンシップの実施、若手職員による採用プロジェクトチームの設置等、学生目線の取組を展開した。 （2）社会人経験採用 ・産業カウンセラー（又は交通心理士）資格保有必須を緩和し、応募者が増加した。ナスバ事業に関連する民間等の経歴を有する即戦力人材を確保した。 ・社会人経験採用者については、直接指導を受けられる体制が整っている支所へ配置し、早期に個別育成プログラムを策定して即戦力化を図った。 3. ナスバ人材育成方針の見直し・浸透 ・ナスバ人材育成方針を見直し、人事異動の基本	みを適切に運用し、人材の有効活用を図った。 令和 8 年度においても計画を着実に実施する見込であることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A評価としたものである。	とともに、両立支援制度の充実や初任給引上げ等を通じて働きやすい職場環境の整備を進めるなど、人材の確保・育成・活用に係る取組を総合的かつ積極的に推進した。 以上のことから、所期の目標を上回る取組、業務を遂行しており、これらの取組が今後も継続的かつ発展的に実施されることが見込まれるため、「A」とするものである。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・ A 評定について異論はない。	
--	--	---	--	---	---	---	--

			的考え方等を明確化した。 ・人事異動に伴う移転料について、定額支給から実費支給に変更し、職員の負担軽減・満足度向上を実現した。 4. 管理職の強化育成 ・「支所長マニュアル」を作成し、理事長から支所長に期待するメッセージ、支所長としての心構え、コンプライアンス徹底と人材育成、業務改善等を明記した。同マニュアルを随時、改定した。 ・主管支所長研修において、理事長自らが講師となり、主管支所長に対して、果たすべき役割等を強く認識させ、決意表明を行わせた。 ・産業医によるオンライン講話を原則毎月実施し、管理職の健康管理に関する知識習得・意識醸成を図った。 5. 個別育成プログラムによる人材育成 ・職員個々の特性に応じた教育計画を策定・実施する取組を推進した。弱みを補い、強みを伸ばす育成計画を個人毎に作成した。 ・管理職の階層別研修において個別育成プログラムの重要性に関する研修を実施した。 6. 業務別専門研修の充実 (1) 指導講習業務における講師の育成強化 ・第一種講師に指名するための要件である運行管理者資格者証取得のための基礎講習を計画的に実施した。 ・第一種講師資格要件研修を実施し、講義できる講師を育成した。 ・ASK 飲酒運転防止インストラクター養成講座を受講させ、飲酒運転防止指導の講師を育成強化した。 (2) 適性診断業務のカウンセリング技術向上 ・第一種カウンセラー資格要件研修を計画的に実施した。 ・第一種カウンセラー及び第二種カウンセラーに対して、カウンセラー教育・訓練を毎年度実施した。 (3) 運輸安全マネジメント業務の充実 ・職員に対して、認定セミナーの講師養成については安マネ初級研修、第一種コンサルタント養成については安マネ中級研修、第一種コンサルタントの質的向上についてはレベル			
--	--	--	---	--	--	--

				アップ研修Ⅰ・Ⅱ、第一種コンサルタントの質的向上については安マネ上級研修を実施した ・安全評価員に対する OJT 立会研修を実施した。 (4) 被害者援護業務の質的向上 ・被害者支援専門員（コーディネーター）養成研修を実施した。第Ⅱ種コーディネーターの養成を推進した。 ・被害者団体の外部講師による体験談講義を実施し、被害者の気持ちの理解を深化した。 ・債権管理に係る研修を事故対策事業推進員・職員等を対象に実施し、専門知識の共有を図った。 ・「被害者援護促進の日」を活用し、被害者援護業務関係勉強会を実施した。 (5) 会計事務の基礎知識等の養成 ・経理事務に携わる職員に対して会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。 7. 階層別研修の計画的実施 ・新規採用職員研修、スタッフフォローアップ研修、チーフ研修、チーフフォローアップ研修、アシスタントマネージャー研修、新任マネージャー研修等を計画的に実施した。 ・コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任・権限のあり方を理解させた。 ・研修プログラムの改善、研修資料のペーパーレス化、業務用端末やチャット形式を活用した双方向の講義を導入した。 8. 働き方改革・ワークライフバランスの推進 ・子の看護のための特別休暇の対象を「小学校に就学している子まで」に拡充した。仕事と子育てが両立できる職場環境を整備した。 ・夏季休暇について取得期間を6月～10月へ、取得日数を5日へ拡充した。 ・「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、ワークライフバランスの実現を加速した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

				9. 風通しの良い組織づくり ・全職員等を対象としたコミュニケーション活性化研修を実施した。アサーティブコミュニケーションを学び、職場内のコミュニケーション活性化を図った。 ・エンゲージメントサーベイ（意識調査）を実施し、組織課題の可視化と改善に活用した。 ・オペレーションサポーター向けに「オペレーションサポーターの皆さんへ」を作成し、ナスバへの理解度・満足度向上を図った。 10. 組織の思いやビジョンの発信 ・タグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を制定し、基本理念・行動指針を一部改正した。 11. 勤務評価の適正な運用 ・能力・実績を適正に評価する仕組みとして勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	自動車事故対策に関する広報活動		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	広報活動件数	－	2,274 件	2,352 件	2,677 件	4,953 件	6,359 件		
	ナスバホームページ アクセス件数	－	582 万件	557 万件	523 万件	614 万件	801 万件		
	SNS (Facebook) の閲 覧件数	－	14,776 件	18,074 件	23,319 件	22,696 件	82,095 件		
	SNS (X(旧 Twitter)) の 閲覧件数	－	－	277,769 件	415,699 件	374,203 件	293,782 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価		(見込評価)	
								評価	A
	機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNS など広く国民に知ってもらうための取組を中心として効果的に広報活動を行う。 さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に	機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施します。 これまで実施してきた広報活動における好事例等のポイントを集約・解説した広報ガイドラインを作成し、組織内において水平展開することによって、ノ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・広報活動件数 ・ナスバホームページアクセス件数 ・SNS (Facebook) の閲覧件数 ・SNS (X) の閲覧件数 <評価の視点> ・自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務を広く国民に知ってもらうため、本部・支所が一体となり、関係機関と連	<主要な業務実績> ・ナスバ業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関して、組織一体となった広報活動を充実・強化させるため、令和 5 年度に、ナスバ全体で効果的かつ効率的な広報を企画・推進するため、「企画部」を「企画・広報部」に組織を改変し、被害者援護部、安全指導部、自動車アセスメント部の広報展開に関する統括・支援を行うとともに、主管支所・支所のあらゆる広報活動に関して一元的窓口を果たすための体制を整備した。 ・また、令和 4 年度にナスバのマスコットキャラクター「ナスバちゃん」を誕生させ、具体的な活用方法について取扱マニュアルを策定するとともに、ナスバちゃんのノベルティグッズをイベント等で配布することでナスバ業務を周知する等、様々な広報活動に活用した。 ・さらに、全国の支所による広報活動の底上げを図り、支所が広報活動を行う上で必要となるノウハウを組織一体として共有するための「広報ガイドライン」を令和 4 年度に策定し、職員研修への活用を通じた周	<評価と根拠> 評価：A 全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務に係る広報活動を着実に実施した。 組織一体となった広報活動を実現するため、組織・体制を整備した上で、「ナスバちゃん」の創設、広報ガイドラインや広報研修を通じた広報ノウハウの水平展開を行った。これにより、全国的な広報活動の底上げが図られ、広報活動の質向上、全国均一の働きかけが実現できた。 広報活動の内容については、各種広報コンテンツを活用した全国各地でのイベント参加（令和 4	評価	A	<評価に至った理由> 機構の知名度向上は重要な課題の一つであるところ、広報活動については、各種広報コンテンツを活用した全国各地でのイベント参加を積極的に実施し、参加件数は中期目標期間初年度である令和 4 年度の 194 件から令和 7 年度には 302 件へと大幅に増加した。 また、「ナスバちゃんの部屋」の創設等により SNS の閲覧数が増加したほか、HP アクセス数についても計画初年度と比べて増加している (X: 令和 4 年度 277,769 件→令和	

	対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。 とりわけ、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようホームページやSNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。	ウハウの活用を図り、広報活動の質の向上を図るとともに、関係機関に対し、全国均一の働きかけを推進します。 交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動に加えて、SNS の効果的な運用、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動等を実施し、さらに、当機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、当機構の認知度のさらなる向上に積極的に努めます。 特に、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置か	携し、積極的かつ効果的な広報活動を行っているか。 - 被害者支援の啓発のために、自動車事故被害者の置かれた実態を広く周知する取組を行っているか。 - 被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、関係機関と連携した周知活動を積極的に行っているか。	知徹底を図るとともに、令和 6 年度において、ナスバの広報業務の効率的な業務運営を図るため、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施し、業務上必要な知識を習得させ、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できる体制を構築した。 - このほか、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを全国の支所で掲示するとともに、リーフレットを広報イベント等で配布し、同制度の周知を図った。 - 広報活動の内容については、よりわかりやすくナスバを知ってもらうことを目的として、ナスバの業務紹介動画（令和 6 年度）、ナスバちゃんを活用したアニメ・4 コマ漫画（令和 7 年度）等、各種広報コンテンツを作成するとともに、全国各地域において地方自治体や関係機関等が主催するイベントに積極的に参加した。また、令和 7 年度においては、より身近にナスバを知ってもらうための入口として、HP 上に「ナスバちゃんのお部屋」のページを新たに創設し、各種広報コンテンツやイベント情報、ナスバ業務、お知らせ等について情報をアップするとともに、X や Facebook をはじめとする SNS でも積極的に情報を発信した。新たな試みとして、インフルエンサーを活用した若者層向けの周知も行った。さらに、「日経ビジネス」（理事長インタビュー）や「24 時間テレビ」（地方ブースでの生中継出演・CM）をはじめ、各種メディア媒体への出演、出稿、広告を行うことで広く効果的にナスバの業務を伝えるとともに、イベント等を通じて構築されたメディアとの関係性に基づき報道に繋げてもらう（例：令和 7 年 4 月テレビ新潟（日本テレビ系列）にて 12 分弱の特集報道 ～【特集】息子が自動車事故で寝たきりに被害者家族を支えながら「事故のない社会」を目指す団体とは～）等、メディアとの連携や働きかけにも努めた。 - このほか、被害者支援の啓発のために以下の取組を実施した。 - 特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画として、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける「生命（いのち）のメッセージ展」の開催。	年度 194 件→令和 7 年度 302 件）や SNS 発信、「ナスバちゃんのお部屋」の創設・更新等に積極的に取り組んだ結果、SNS の閲覧数及び HP アクセス数はいずれも計画初年度と比べて大幅に増加しており（X：令和 4 年度 277,769 件→令和 7 年度 293,782 件（5.8%増）、Facebook：令和 4 年度 18,074 件→令和 7 年度 82,095 件（454.2%増）、HP アクセス数：令和 4 年度 582 万件→令和 7 年度 801 万件（37.6%増））、認知度の向上に寄与していることが認められた。 また、効果的に広報予算を投じてメディア露出を行うことで広くナスバ業務の認知度向上が図られたと同時に、イベント等を通じてメディアへの働きかけを行うことで、メディアによる報道や新たな連携先の獲得に結びつくなど、大きな波及効果が認められた。 さらに、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画をはじめ、被害者団体、日弁連、国土交通省及び損害保険会社等の関係機関と連携し、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に訴え、機構業務の認知度向上を図った。 令和 8 年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。	7 年度 293,782 件（5.8%増）、Facebook：令和 4 年度 18,074 件→令和 7 年度 82,095 件（454.2%増）、HP アクセス数：令和 4 年度 582 万件→令和 7 年度 801 万件（37.6%増））。 さらに、積極的にメディア露出を行うことで広く機構の業務の周知を行うことや、国や被害者団体等の関係機関と連携して、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を訴えることで、機構業務の認知度向上を図るとともに、機構を知らないことにより必要なサービスが享受できないことがないよう、支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行った。 以上のことから、所期の目標を上回る取組、業務を遂行しており、これらの取組が今後も継続的かつ発展的に実施されることが見込まれるため、「A」評価とするものである。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・ A 評価について異論はない。	
--	--	--	---	--	--	---	--

		れた実態を広く伝えていきます。 さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、ホームページやSNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的行います。		・全国交通安全運動の一環として、交通安全フェア等各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。 ・自動車事故被害者の相談を受ける日弁連交通事故相談センターの担当弁護士向けの研修において、ナスバの被害者支援制度に関する取組を紹介する講義を実施した。また、同センターとナスバで更なる制度の周知を図るため、双方のリーフレットを同センター各支部とナスバ各支所に備え置いた。 ・自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を支所事務所に展示する「ナスバギャラリー」の充実を図るとともに、支所外での展示を行い、被害者支援の情報を発信。 ・市原刑務所で交通事犯の受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としたプログラムにおいて安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直接接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めた講義を実施した。 ・警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、地方自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業に参画し、交通遺児等のニーズを把握するとともに、以下の取組に相談窓口等関係者として参画した。 ・地方自治体等への訪問等、関係機関と連携した周知活動被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うため、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、被害者援護業務の周知依頼を実施した。			
--	--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし